

【2025.7.9 東京税理士会麹町支部 研修会資料】

# 令和7年度税制改正の概要

改正の概要とその背景を踏まえて

禁無断転載

税理士 松崎 啓介

# 目 次

1. 【令和7年度税制改正の概要】
2. 【物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応】
3. 【老後に向けた資産形成の支援】
4. 【子育て支援に関する政策税制】
5. 【地域経済を支える中小企業の取組みを後押しする税制】
6. 【スタートアップへの投資促進や「資産運用立国」の実現に向けた環境整備】
7. 【新たな国際課税ルールへの対応】
8. 【外国人旅行者向け免税制度の見直し】
9. 【防衛力強化に係る財源確保のための税制措置】
10. 【納税環境整備】

（備考：図表は財務省、国税庁、経済産業省、国土交通省、金融庁作成資料等を基に作成。）

## 【令和7年度税制改正の概要】

# 令和7年度税制改正の概要

## □ 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

- 物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除を最大48万円から最大58万円に10万円引上げ。
- 物価上昇や就業調整への対応として、給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に10万円引上げ。
- 学生アルバイトの就業調整への対応として、19歳～22歳の子の給与収入が150万円までは親が所得控除（63万円）を受けられる特別控除を創設。給与収入が150万円を超えた場合の控除額は段階的に逡減。
- 令和7年末の年末調整から適用。

→ 衆議院修正により基礎控除の特例を創設。（課税最低限を160万円に引上げ、納税者の8割強を対象に税負担軽減）

## □ 老後に向けた資産形成の支援

- 確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo（個人型確定拠出年金））について、企業年金の有無等によるiDeCoの拠出限度額の差異を解消。
- 賃金上昇の伸びを踏まえ、会社員（2号被保険者）の共通拠出限度額（企業型DC+iDeCo）を7000円引上げ（月額5.5万円→6.2万円）。この結果、企業年金のない会社員のiDeCoの拠出限度額が2.7倍に（月額2.3万円→6.2万円）。
- 個人事業主（1号被保険者）についても会社員と同額の引上げ（月額6.8万円→7.5万円）。

## □ 子育て支援に関する政策税制

- 住宅ローン控除・住宅リフォーム税制（7年限りの時限措置）、生命保険料控除の拡充（8年限りの時限措置）。
- 高校生年代の扶養控除等の見直しは、引き続き検討。

## □ 地域経済を支える中小企業の実組みを後押しする税制

- 地域経済に好循環を生み出していくため、売上高100億円超を目指す中小企業を対象に、中小企業経営強化税制を拡充（対象資産に建物追加）。
- 軽減税率の特例（15%）を2年延長。同時に、極めて所得が高い企業には一定の見直し（所得10億円超の企業は17%等）。
- 法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件の見直し（個人版事業承継税制も同様の見直し）。

# 令和7年度税制改正の概要

## □ スタートアップへの投資促進や「資産運用立国」の実現に向けた環境整備

- エンジェル税制について、再投資期間を最大で2年間に延長（繰戻し還付制度の創設）。
- NISAについて、つみたて投資枠のETFの最低取引単位の見直し等により、利便性を向上。

## □ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

- 安全保障環境が厳しさを増す中、わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保するという観点から、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置を講ずる。
- 法人税は、8年4月1日以後に開始する事業年度について、法人税額から500万円を控除した上で、税率4%（法人税率換算1%程度）の新たな付加税。
- 所得税は、5年度大綱等を踏まえつつ、「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討。
- 加熱式たばこの課税については、紙巻たばこの間の税負担差を解消するため、2段階で適正化（8年4月、8年10月）。国のたばこ税率は3段階で引上げ（9年4月、10年4月及び11年4月に0.5円／1本ずつ）。

## □ 新たな国際課税ルールへの対応

- 「法人税引下げ競争」に歯止めをかける観点から、国際合意に則り、グローバル・ミニマム課税（最低税率15%）の導入を完了（軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）を法制化）。

## □ 外国人旅行者向け免税制度の見直し

- 制度の不正利用に対応するため、リファンド方式に見直し（課税で販売、事後的に消費税相当額返金）。
- 免税店の事務負担軽減や外国人旅行者の利便性向上の観点から、免税販売要件の見直し。

## 令和7年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額①

（単位：億円）

| 改 正 事 項                       | 平 年 度   | 初 年 度   |
|-------------------------------|---------|---------|
| 1. 個人所得課税                     |         |         |
| （1）物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応 | ▲ 5,830 | ▲ 6,750 |
| （2）生命保険料控除の拡充                 | ▲ 250   | －       |
| （3）住宅ローン控除の拡充                 | ▲ 290   | ▲ 20    |
| （4）企業年金・個人年金制度等の見直し           | ▲ 200   | －       |
| 個人所得課税 計                      | ▲ 6,570 | ▲ 6,770 |
| 2. 法人課税                       |         |         |
| 中小企業経営強化税制の拡充等                | ▲ 40    | ▲ 30    |
| 合 計                           | ▲ 6,610 | ▲ 6,800 |

（注１） 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

（注２） 「１．（１）物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」は、基礎控除の引上げ（平年度▲5,450億円、初年度▲6,310億円）、給与所得控除の引上げ等（平年度▲280億円、初年度▲320億円）及び特定親族特別控除（仮称）の創設（平年度▲100億円、初年度▲120億円）である。

（注３） 住宅ローン控除の拡充による平年度減収見込額は、令和7年の居住分について、改正後の制度を適用した場合の減収見込額と改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。

（注４） 外国子会社合算税制における外国子会社所得の合算時期の後ろ倒しによって、法人税について、令和6年度に▲620億円の減収が生じることとなる。

（参考）衆議院における所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正（所得税の基礎控除の特例の創設）

本修正による減収見込額は、令和7年度約6,210億円である。

## 令和7年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額②

### 【別掲】防衛力強化に係る財源確保のための税制措置による増収見込額

（単位：億円）

| 改 正 事 項                     | 令和8年度 | 令和9年度 | 平年度   |
|-----------------------------|-------|-------|-------|
| 1. 防衛特別法人税（仮称）の創設（令和8年4月施行） | 5,280 | 8,210 | 7,710 |
| 2. たばこ税の見直し（令和8年4月施行）       | 440   | 1,170 | 2,150 |
| 合 計                         | 5,720 | 9,380 | 9,860 |

（注 1） 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

（注 2） 令和7年度税制改正による現時点の増収見込額を記載したもの。計数は今後変動がありうる。

（注 3） 所得税については、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討することとされている。

# 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(抄)

令和 6 年 11 月 22 日  
閣 議 決 定

## 第 1 章 経済の現状・課題及び経済対策の基本的考え方

### 2. 経済対策の基本的な考え方

(今後の取組)

いわゆる「103 万円の壁」については、令和 7 年度税制改正の中で議論を引き上げる。また、「ガソリン減税（いわゆる暫定税率の廃止を含む）」については、自動車関係諸税全体の見直しに向けて検討し、結論を得る。これらに伴う諸課題に関しては、今後、検討を進め、その解決策について結論を得る。

## 自公国 幹事長合意（令和6年12月11日）

---

自民党、公明党及び国民民主党は、以下に合意する。

一、いわゆる「103万円の壁」は、国民民主党の主張する**178万円を目指して、来年から引き上げる。**

一、いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する。

上記の各項目の具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。

## 自公国 幹事長確認（令和6年12月20日）

---

自民党、公明党及び国民民主党は、三党の幹事長間で12月11日に合意した内容の実現に向け、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。

## 第一 令和 7 年度税制改正の基本的考え方

なお、衆議院における令和 6 年度補正予算の採決に当たり、令和 6 年12月11日に自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間で、以下の合意がなされた。

「一、いわゆる「103 万円の壁」は、国民民主党の主張する178 万円を目指して、来年から引き上げる。

一、いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する。

上記の各項目の具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。」

自由民主党・公明党としては、引き続き、真摯に協議を行っていく。



## 【物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応】

# 所得税の税額計算

- 所得税は、原則として、個人の1年間の全ての所得から所得控除を差し引いた残りの課税所得に税率を適用して税額を計算している。

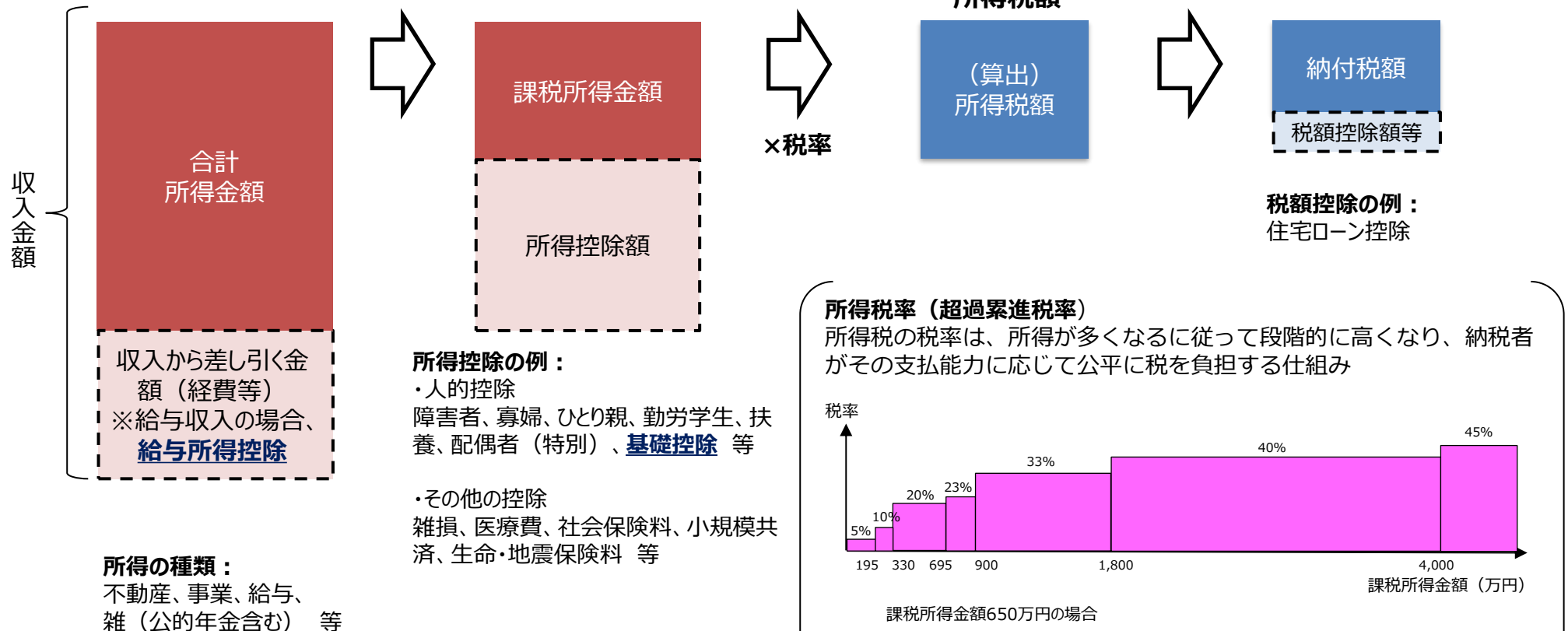
## < 所得税の計算（イメージ） >

収入金額  
－収入から差し引く金額  
＝**合計所得金額**

合計所得金額  
－所得控除額  
＝**課税所得金額**

課税所得金額  
×所得税率  
＝（算出）  
**所得税額**

所得税額  
－税額控除額等  
＝**納付税額**

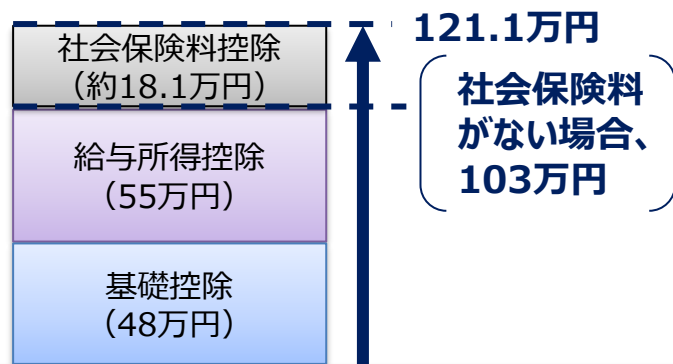


## 課税最低限

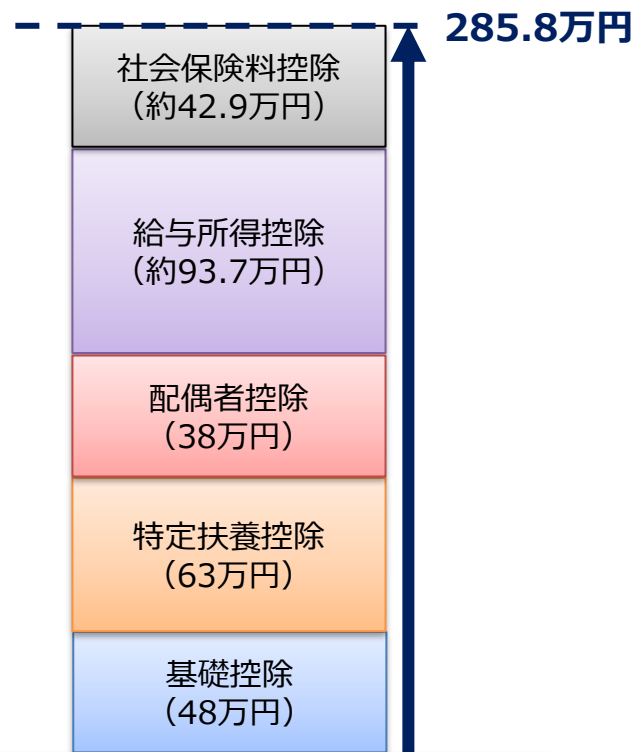
納税者の大半を占める給与所得者について、その水準以下では課税されず、**その水準を超えると課税が始まる給与収入の水準**を示す指標を**課税最低限**と呼んでいる。具体的には、様々な控除のうち、一般的に適用されるもの、すなわち、**給与所得控除、基礎的な人的控除**（納税者の世帯構成などの事情に応じて適用される**基礎控除、配偶者控除**及び**配偶者特別控除、扶養控除**の各控除を言います。）、**社会保険料控除の各控除額を合計した額が課税最低限**となる。なお、課税最低限は、控除額の積重ねとして決まるため、世帯構成などに応じてそれぞれ異なる金額となる。

### 所得税の課税最低限のイメージ

单身／扶養親族なしの場合



夫婦片働き子1人（大学生）の場合



#### 課税最低限の趣旨

かつてわが国の国民の生活水準が国際的に低かった時期には、生計費からの観点が見られる傾向にありました。その後、高度成長期から安定成長を経て、国民の所得水準は大幅に上昇するとともに、国民の保有資産も相当程度増加してきています。このような経済社会の構造変化などに鑑みると、**課税最低限については、生計費の観点からのみではなく、個人所得課税を通じて公的サービスを賄うための費用を国民が広く分かち合う必要性などを踏まえて総合的に検討していく必要があります。**

「わが国税制の現状と課題ー21世紀に向けた国民の参加と選択ー」（政府税制調査会 平成12年7月）

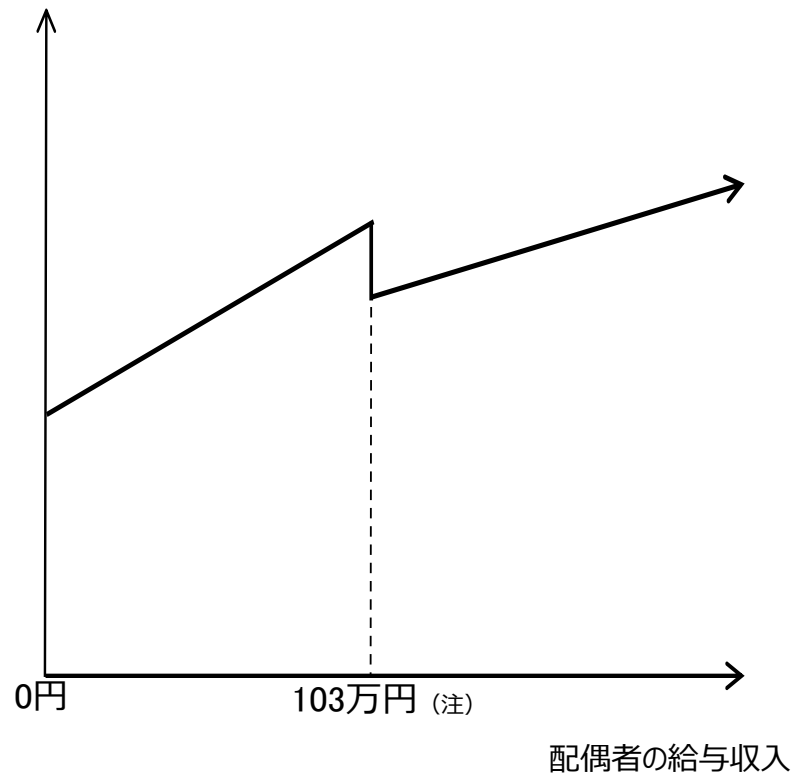
（注）標準的な社会保険料を仮定。

# いわゆる「103万円の壁」について

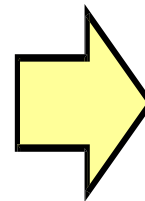
R 7 改正以前

昭和61年以前

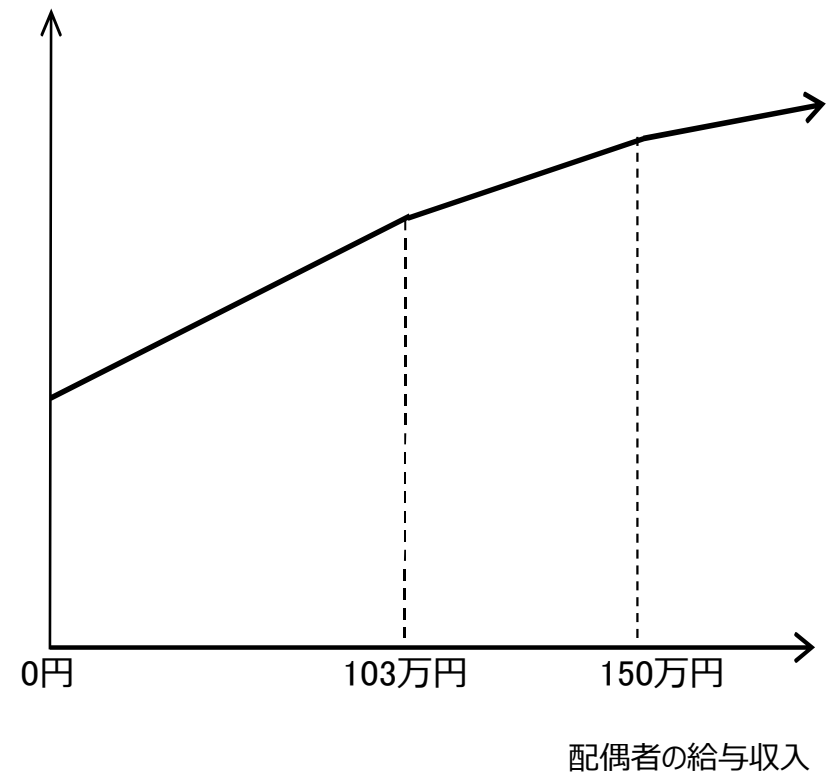
世帯の  
手取り



世帯の  
手取り



配偶者  
特別控除  
の導入後



(注) 納税者本人が配偶者控除を受けることのできる配偶者の給与収入の限度額。ここでは「現行」のグラフとの比較の観点から103万円としているが、昭和61年当時は90万円。

# 103万円の「壁」

R 7 改正以前

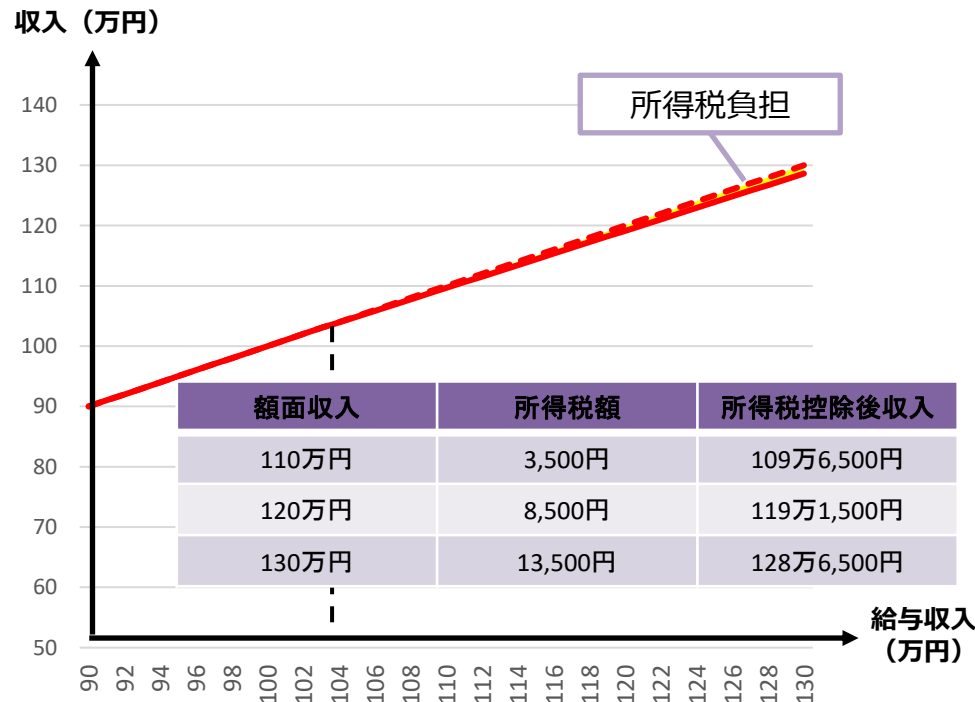
## 「扶養されている」側の課税最低限と手取り

- 「扶養されている」側の給与収入が103万円を超えた場合、「扶養されている」本人に所得税が賦課されるが、103万円を超えた部分にのみ課税されるため、手取りの逆転はしない。
- 新たな手続きも生じない。

### ● 超過累進税率のイメージ

|                 |                          |                           |                           |
|-----------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 各種控除：<br>(課税なし) | (所得控除後)<br>～195万円：<br>5% | (所得控除後)<br>～330万円：<br>10% | (所得控除後)<br>～695万円：<br>20% |
|-----------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|

### ● 所得税負担のイメージ (社会保険料支払いがない場合)

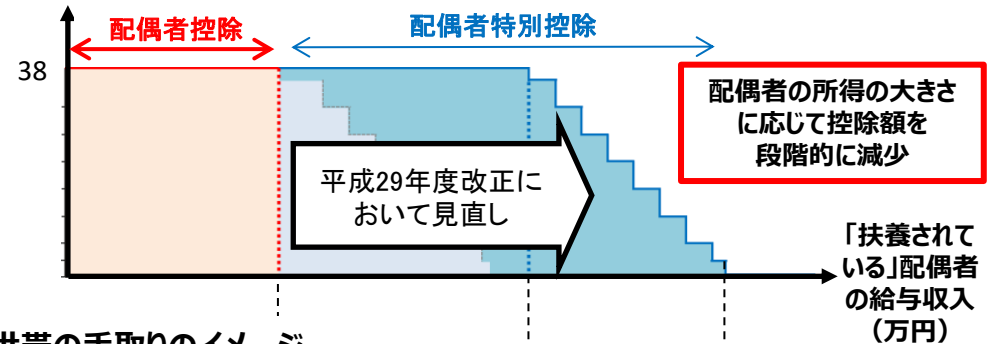


## 配偶者を「扶養している」側の税負担と世帯の手取り

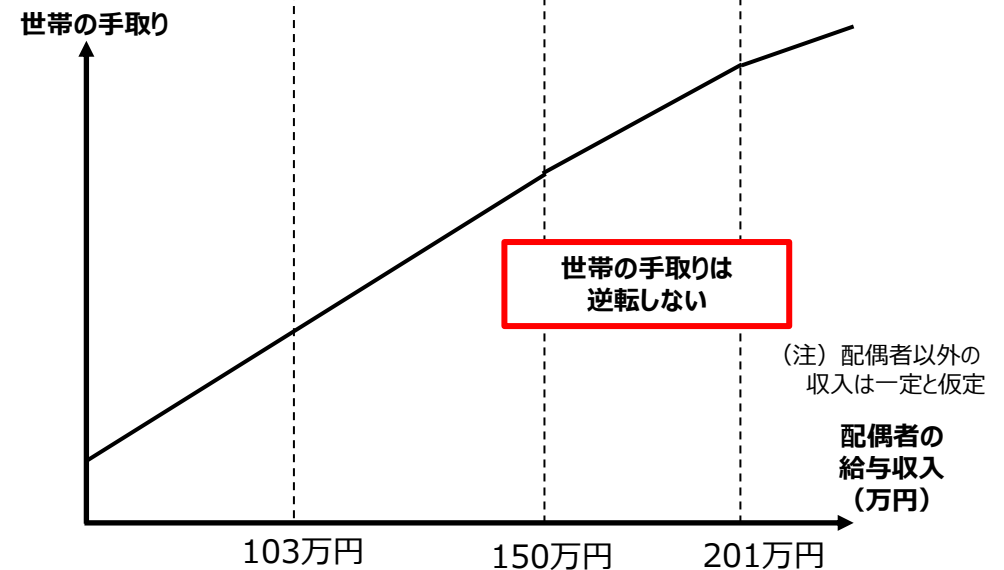
- 配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りは逆転しない。

### ● 配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み

配偶者を「扶養している」納税者の  
受ける控除額 (万円)



### ● 世帯の手取りのイメージ

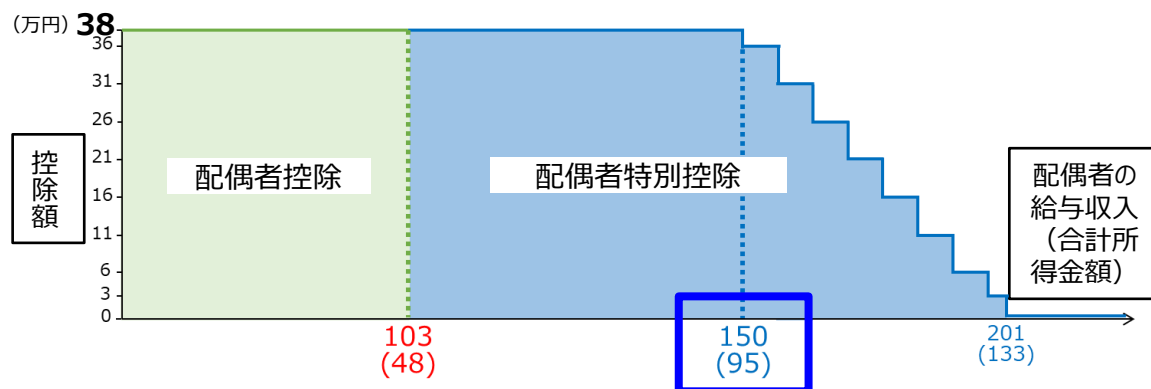


# 配偶者控除と特定扶養控除

R 7 改正以前

## 「扶養している」側の税負担

### 「扶養される側」が配偶者の場合

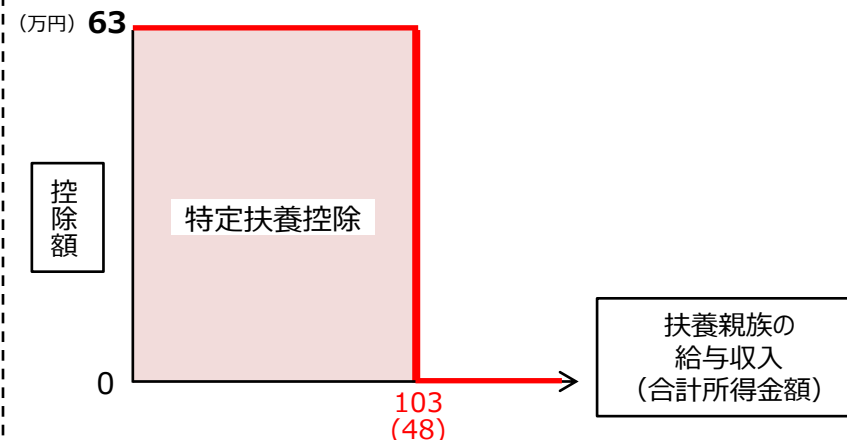


- 「扶養する側」の税負担が増加するのは、「扶養される側」の配偶者の給与収入が **103万円ではなく、150万円**を超えた場合。
- 150万円を超えても、配偶者の収入の大きさに応じて控除額が段階的に減少する配偶者特別控除により、**世帯の手取りは逆転しない**。

「扶養する側」の納税者に適用される控除は、「扶養される側」の配偶者の給与収入が

- 103万円以下の場合：配偶者控除（38万円）、
- 103万円超～201万円以下の場合：配偶者特別控除（38万～0円）

### 「扶養される側」が特定扶養親族（19～22歳の親族）の場合



- 「扶養する側」の税負担が増加するのは、「扶養される側」の給与収入が **103万円**を超えた場合。
- 「扶養される側」の給与収入が103万円を超えた場合、「扶養する側」の納税者の税負担が**控除額全額分**（63万円に税率を乗じた額）**が一度に増加し、世帯の手取りが逆転**。

## 「扶養されている」側の税負担

- 配偶者であるか扶養親族であるかを問わず、**給与収入が103万円**（基礎控除（48万円）＋給与所得控除（55万円））**を超えた部分に税率**（国税5%～）をかけた額
- ※ **学生**については、**給与収入が130万円以下である場合には、勤労学生控除（27万円）が適用されるため、税負担が生じない**。ただし、給与収入が130万円を超える場合には、給与収入が103万円を超えた部分について税負担が生ずる。

# いわゆる「年収の壁」の概要とポイント

## 概 要

## ポイント

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 103万<br>(税)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本人の年間の給与収入が103万円を超えた場合、本人に所得税が段階的に賦課される</li> <li>➤ 扶養される側（例 学生）の年間給与収入が103万円を超えた場合、扶養する側（例 学生の親）が（特定）扶養控除を受けられなくなる</li> </ul> <p>※扶養される側が配偶者の場合、控除はなくなる</p>                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>本人の手取り収入は減少しない（「壁」ではない）</u><br/>⇒ <b>令和7年度税制改正（123万円への引上げ）により、いわゆる「103万円の壁」を名実ともに解消</b></li> <li>➤ <u>扶養する側と扶養される側（配偶者を除く）を合わせた世帯の手取り収入は減少する</u><br/>※扶養される側が配偶者の場合、手取り収入は減少しない<br/>⇒ <b>令和7年度税制改正により、扶養される側が大学生年代の場合にも、手取り収入が減少しない仕組みを創設</b></li> </ul> |
| 106万<br>(社保) | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 扶養される側（被扶養配偶者（第3号被保険者））が、以下の全ての要件を満たす場合、厚生年金・健康保険に加入（保険料を負担）し、扶養から外れる <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員50人超の企業に勤務</li> <li>・雇用契約時の所定内賃金（注1）が月8.8万円（年106万円）以上</li> <li>・週の所定労働時間が20時間以上</li> <li>・学生ではない</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 厚生年金・健康保険の保険料負担（労使折半）が生じるため、<u>壁を超える前後で手取り収入が減少する</u></li> <li>➤ 厚生年金給付や健康保険の傷病手当金等の<u>給付が上乗せされる</u></li> </ul>                                                                                                                                             |
| 130万<br>(社保) | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 扶養される側（被扶養配偶者（第3号被保険者）（注2））の年間収入見込み額（給与所得以外の収入も含む）が130万円以上（注3・4）となる場合、国民年金・国民健康保険に加入（保険料を負担）し、扶養から外れる</li> </ul>                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国民年金・国民健康保険の保険料負担が生じるため、<u>壁を超える前後で手取り収入が減少する</u></li> <li>➤ 被扶養配偶者（第3号被保険者）であったときと<u>給付面は変わらない</u></li> </ul>                                                                                                                                              |
| 150万<br>(税)  | <p>扶養される側の配偶者の年間給与収入が150万円を超えた場合、扶養する側に適用される配偶者特別控除が段階的に減少する</p>                                                                                                                                                                                                                  | <p><u>世帯の手取り収入は減少しない（「壁」ではない）</u><br/>⇒ <b>令和7年度税制改正により、基準が160万円に</b></p>                                                                                                                                                                                                                            |

（注1）毎月支払われる基本的な賃金を指し、時間外手当や家族手当、通勤手当、賞与などは除く。

（注2）健康保険の場合、扶養される側には配偶者以外に三親等以内の親族まで含まれる。その場合、年金は第1号被保険者となる。

（注3）今後1年間の収入を見込む際には、例えば、認定時（前回の確認時）には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近3か月の収入を年収に換算すると130万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らして、総合的に将来収入の見込みを判断することとしている。

（注4）人手不足による労働時間延長等に伴い一時的に収入が130万円を超えても、事業主の証明があれば、連続2年までは引き続き扶養にとどまることが可能（年収の壁・支援強化パッケージ）

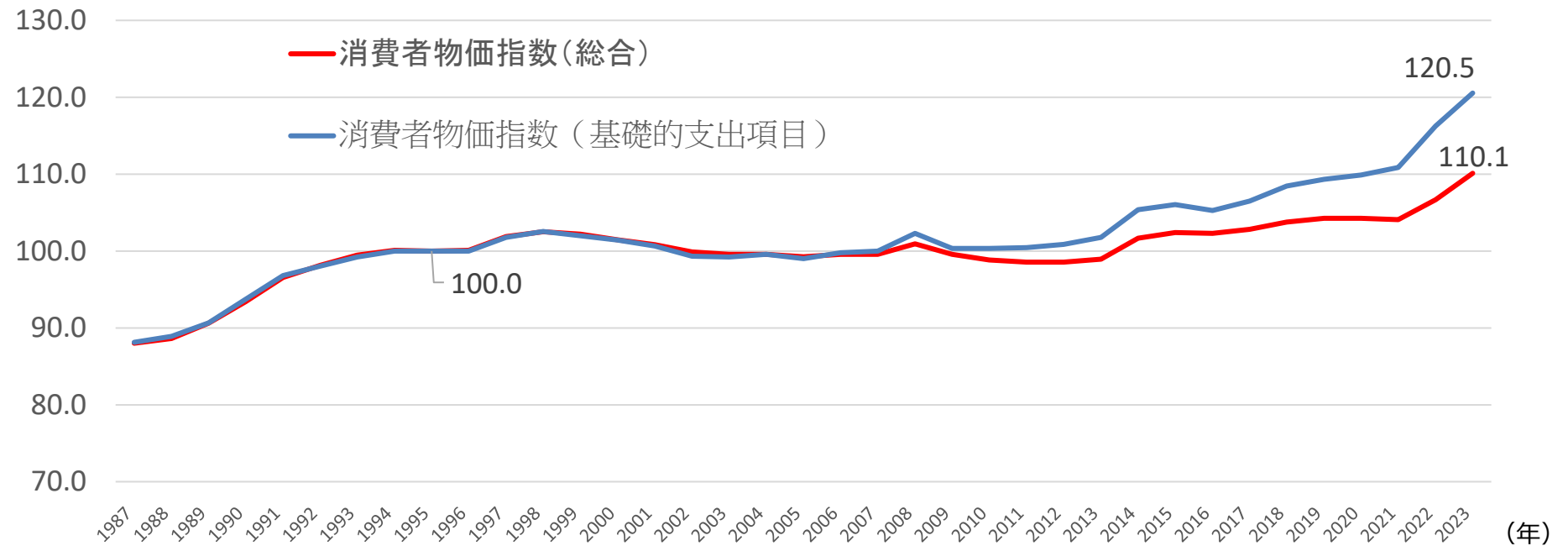
## 消費者物価指数(総合、基礎的支出)の推移

【令和7年度税制改正大綱】（令和6年12月20日（金））自由民主党・公明党

わが国経済は長きにわたり、デフレの状態が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはなかったが、足元では物価が上昇傾向にある。一般に指標とされる消費者物価指数（総合）は、最後に基礎控除の引上げが行われた平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇し、令和6年も10月までに3%程度上昇しており、今後も一定の上昇が見込まれる。また、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価は平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇している。こうした物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額を現行の最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げる。

### 【消費者物価指数の推移】

(1995年=100)

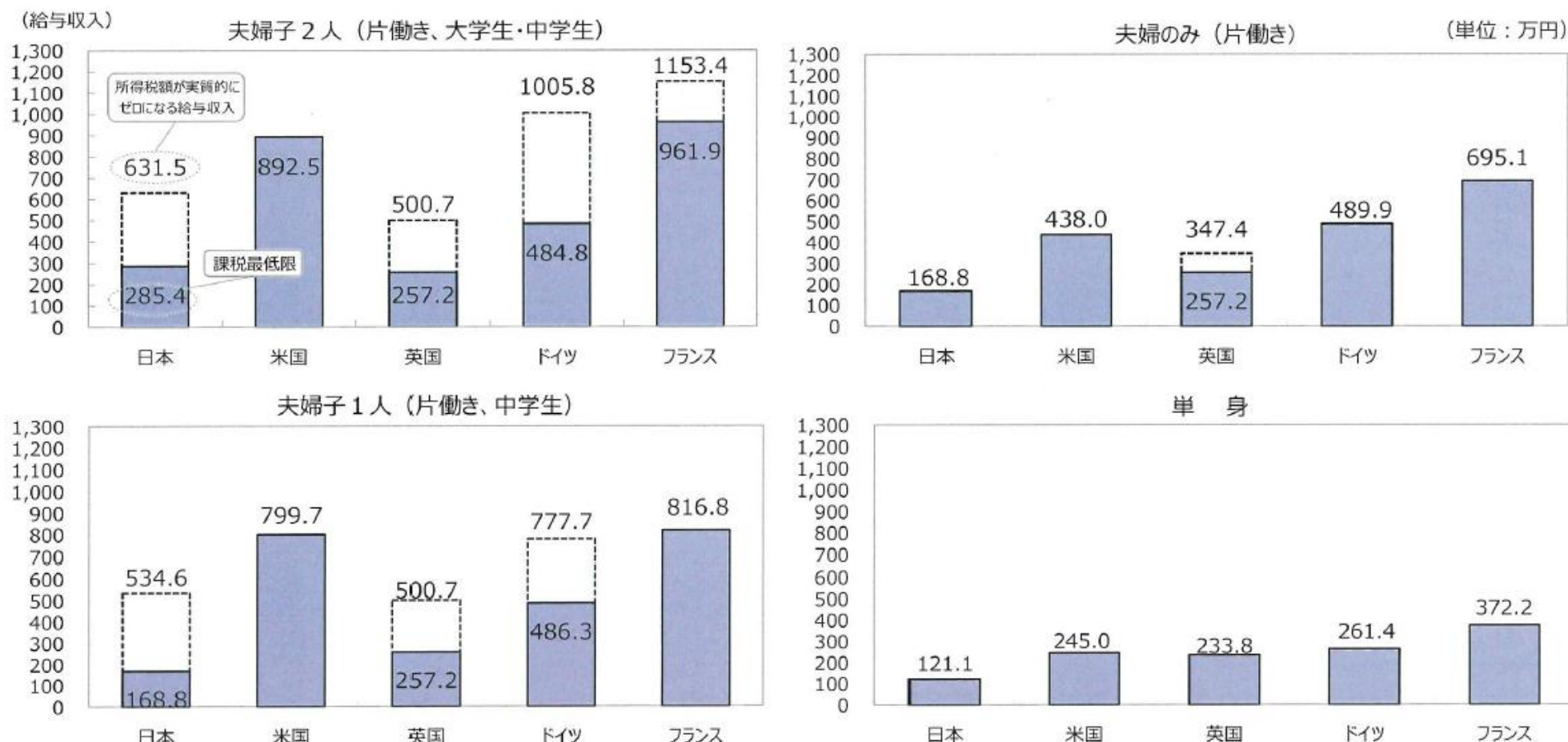


(出所) 総務省

## 主要国における所得税の「課税最低限」及び「所得税額が実質的にゼロになる給与収入」の比較

(2024年1月現在)

- 夫婦2人（片働き、大学生・中学生）のケースで、給与所得者の所得のうちその金額までは所得税が課されない給与収入（「所得税の課税最低限」）は日本の場合285.4万円。これに一般的な給付措置を加味した際に、支払う所得税額が受け取る給付額と等しくなる（実質的に負担額が生じ始める）給与収入は631.5万円。主要国における同様の給与収入水準を比較している。
- なお、各国の平均賃金を比較すると、日本は491万円、米国は1,201.7万円（80,115ドル）、英国は801.2万円（43,073ポンド）、ドイツは782.5万円（48,301ユーロ）、フランスは706.2万円（43,592ユーロ）である。



(注1) 所得税額及び給付額の計算においては、統一的な国際比較を行う観点から、一定の家族構成や給与所得を前提として一般的に適用される控除や給付等を考慮している。

(注2) 比較のため、モデルケースとして夫婦2人（片働き）の場合にはその子を13歳として、夫婦2人（片働き）の場合には第1子が就学中の19歳、第2子が13歳として計算している。

(注3) 日本については、2024年分（令和6年分）の定額減税を加味していない。米国については、概算控除である標準控除を選択した納税者の場合の数字である。

(備考) 邦貨換算レート：1ドル=150円、1ポンド=186円、1ユーロ=162円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和6年（2024年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

(出典) 平均賃金は、OECD Statから2023年分のものを用いる。

## 主要国における基礎控除等の金額の変化

(2024年1月現在)

|                             | 日本                      |                 | 米国                                   |                 | 英国                                     |                 | ドイツ                                    |                 | フランス                                   |                 |
|-----------------------------|-------------------------|-----------------|--------------------------------------|-----------------|----------------------------------------|-----------------|----------------------------------------|-----------------|----------------------------------------|-----------------|
|                             | 1996年/<br>1995年         | 2024年/<br>2023年 | 1996年/<br>1995年                      | 2024年/<br>2023年 | 1996年/<br>1995年                        | 2024年/<br>2023年 | 1996年/<br>1995年                        | 2024年/<br>2023年 | 1996年/<br>1995年                        | 2024年/<br>2023年 |
| 基礎控除等の<br>金額<br>(1996⇒2024) | 103万円<br>103万円<br>1.00倍 |                 | 6,550<br>ドル<br>14,600<br>ドル<br>2.23倍 |                 | 3,525<br>ポンド<br>12,570<br>ポンド<br>3.57倍 |                 | 7,207<br>ユーロ<br>12,834<br>ユーロ<br>1.78倍 |                 | 4,787<br>ユーロ<br>12,548<br>ユーロ<br>2.62倍 |                 |
| 物価の変化<br>(1995⇒2023)        | 1.10倍                   |                 | 2.00倍                                |                 | 1.94倍                                  |                 | 1.68倍                                  |                 | 1.64倍                                  |                 |
| 平均賃金<br>の変化<br>(1995⇒2023)  | 0.98倍                   |                 | 2.58倍                                |                 | 2.45倍                                  |                 | 1.86倍                                  |                 | 1.88倍                                  |                 |
|                             | 501万円                   | 491万円           | 31,058<br>ドル                         | 80,115<br>ドル    | 17,563<br>ポンド                          | 43,073<br>ポンド   | 25,994<br>ユーロ                          | 48,301<br>ユーロ   | 23,170<br>ユーロ                          | 43,592<br>ユーロ   |

(注1) 単身者における、各国の基礎控除及び給与所得者を対象とした概算控除に相当するもの（各年1月時点）を考慮している。

(注2) 日本については、基礎控除と給与所得控除を合計した金額を記載。

(注3) 米国については、人的控除及び標準控除を合計した金額を記載。なお、人的控除は、2017年の減税及び雇用法により、2025年まで停止されているため、2024年は標準控除のみを考慮している。

(注4) 英国については、基礎控除の金額を記載（給与所得者を対象とした概算控除制度は存在しない）。

(注5) ドイツについては、ゼロ税率が適用される閾値及び被用者概算控除の額を合計した金額を記載。

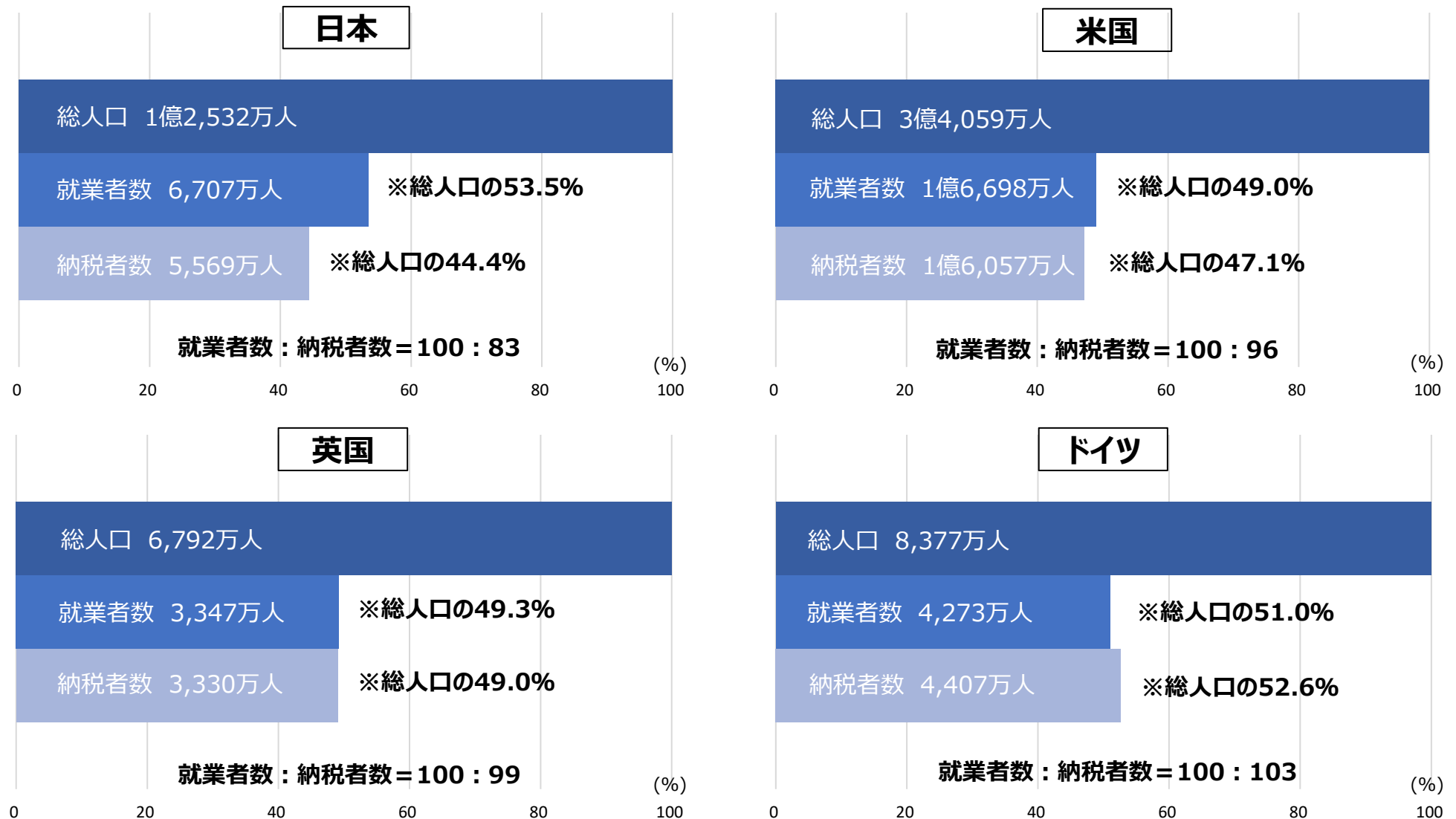
(注6) フランスについては、ゼロ税率が適用される閾値、必要経費概算控除の額及び給与所得控除（2007年廃止）の額を合計した金額を記載。なお、必要経費概算控除の計算は社会保険料等を控除した後の給与収入をもとに行うが、表中の数値は社会保険料等の支払いがないものと仮定して計算した結果を記載している。

(注7) 物価の変化はIMF “World Economic Outlook Database”（2024年10月）による。平均賃金の変化は、OECD Statによる。

(備考) 1995年・1996年当時は、ドイツの通貨単位はマルク、フランスの通貨単位はフラン。基礎控除等の金額については、比較のため、欧州連邦銀行が定める換算レート（1ユーロ＝1.95583マルク、1ユーロ＝6.55957フラン）を用いてマルク・フランからユーロに換算している。なお、端数は四捨五入している。

# 主要国における所得税の納税者数について

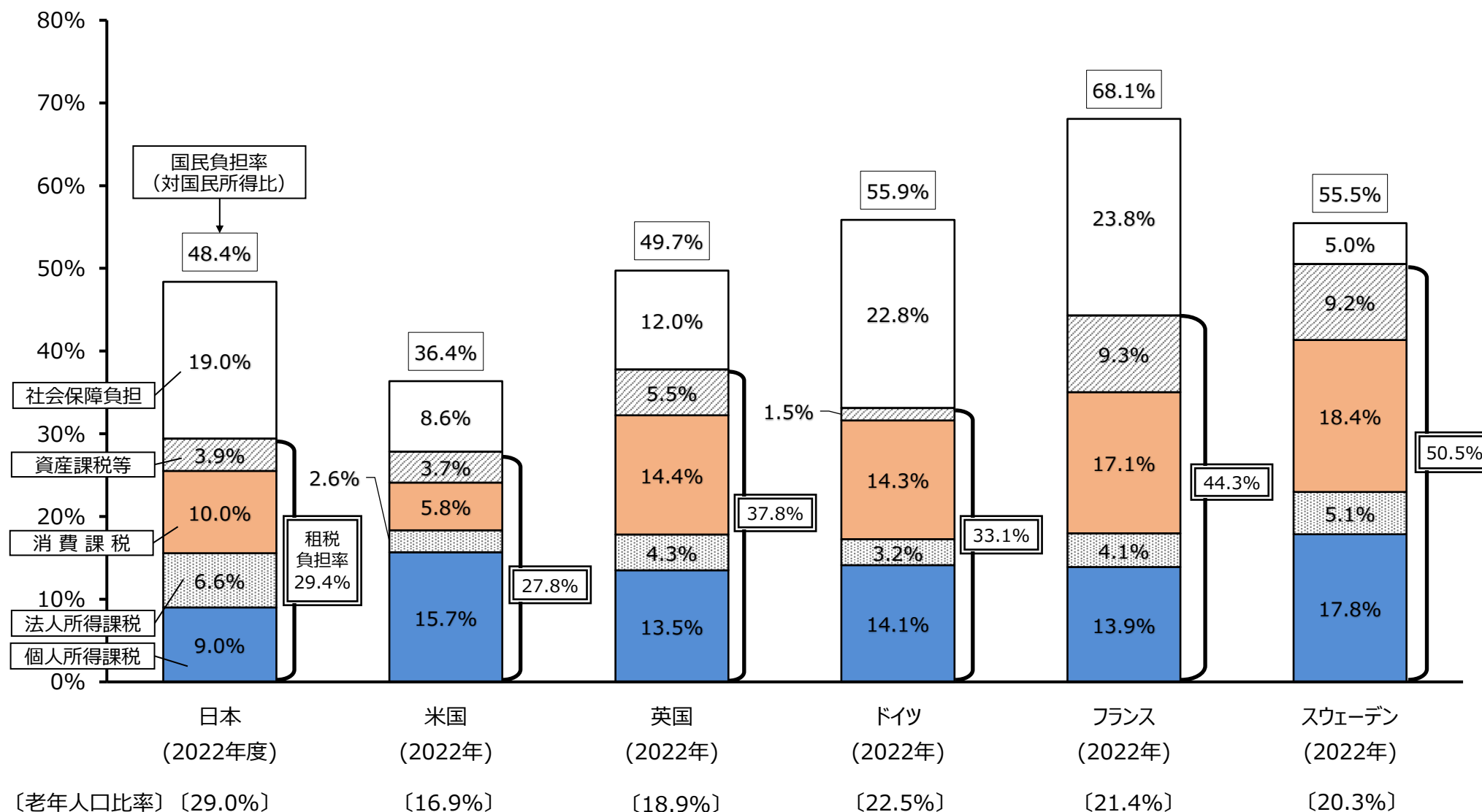
(2022年現在)



(注) フランスは所得税に関して、世帯単位の課税であり、他4か国と比較が困難であることから除外している。

(出典) 総人口はUN "World Population Prospects 2024"、就業者数はILO "Employment by sex and age" (2025年3月11日取得)、納税者数は英米独についてはOECD "Tax Administration 2024"、日本は"令和5年度市町村税課税状況等の調"による。

## 諸外国における国民負担率（対国民所得比）の内訳の比較



〔注1〕日本は令和4年度（2022年度）実績。諸外国は、OECD “Revenue Statistics”、同 “National Accounts” 及び米国商務省経済分析局資料による。

〔注2〕租税負担率は、国税及び地方税の合計の数値。また、個人所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

〔注3〕老年人口比率は、日本は総務省「人口推計」、諸外国は国際連合 “World Population Prospects 2024” による。

〔注4〕四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

## 主要国の所得税における物価調整

(2025年1月現在)

|                 | 米国                                                                      | 英国                                            | ドイツ                                       | フランス                                                |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 物価調整の有無<br>(注1) | ○<br>※制度が法定化され、<br>調整結果は当局が公表                                           | ○<br>※現在凍結中(注3)<br>※制度が法定化され、<br>調整結果も法律に記載   | ○<br>※慣行で実施(注4)                           | ○<br>※慣行で実施(注5)                                     |
| 指標              | 前年8月までの12ヵ月間における<br>連鎖消費者物価指数(C-CPI-U)<br>の平均を、基準年(注2)における<br>同平均値で除した数 | 前年9月の消費者物価指数(CPI)<br>を、さらにその前年9月のCPIで除<br>した数 | 今後2年間の最低生活費<br>及び家計最終消費支出(HFCE)<br>の予想上昇率 | 前年のたばこを除く消費者物価<br>指数(CPI)の予測値を、さらにそ<br>の前年の同指数で除した数 |
| 公表<br>時期        | 課税年度の前年10～11月頃                                                          | 課税年度の開始前<br>※規定なく、運用上もばらつきあ<br>り              | 指標公表年の11月頃                                | 課税年度の前年9月頃<br>(予算法案発表時)                             |
| (参考)<br>課税年度    | 1月～12月                                                                  | 4月6日～4月5日                                     | 1月～12月                                    | 1月～12月                                              |

(注1) ゼロ税率の閾値を含む基礎控除に相当する制度及びブラケットに関する調整の有無を記載。

(注2) 各規定によって異なるが、概算控除である標準控除及びブラケットの調整については、2017年を基準年としている。

(注3) 英国では、財源確保策の一環として、2022年度以降、基礎控除額等における物価調整は行われていない。

(注4) ドイツでは、物価上昇による最低生活費の変動を示す報告書(1996年～)及び所得税負担への影響を示す報告書(2015年～)がおおよそ2年に一度公表され、議会は両報告書において示された指標に基づき、向こう2年のゼロ税率の閾値及びブラケット等を調整する法案を可決している。予想を上回る上昇率であった年については、例外的に進行年度中に再度の調整が行われる場合がある。

(注5) フランスでは、税法において物価調整を義務付ける規定はないが、例年、上記の方法で調整された結果が法律に記載されている。

(備考) オーストラリアにおいては、制度化された物価調整は行われていない。なお、「ブラケットクリーブから国民を守る」等を目的として、2018年以降3回にわたり段階的にブラケットの変更による所得税減税を実施したが、基礎控除に相当するゼロ税率の閾値については変更されていない。

## 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

- デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応
- 源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用

### 所得税の基礎控除の引上げ

- **物価動向を勘案し最高48万円から10万円（20%程度）引き上げ、最高58万円に。**  
※扶養親族等の所得要件について、基礎控除と同額の48万円を、基礎控除の引上げを踏まえ、58万円に。
- 低～中所得者の税負担に配慮し、**所得階層ごとに控除を最高37万円上乘せ。**

### 給与所得控除の最低保障額の引上げ

- **物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応**
- 最低保障額を現行の55万円から**10万円引き上げ、65万円に。**

### 大学生年代の子の親への特別控除の創設

- **人手不足の中、特に大学生のアルバイトの就業調整に対応**
- **大学生年代（19～22歳）の親向けの特別控除の創設。**
  - 子の給与収入が、**150万円以下→63万円**
  - 子の給与収入が、**150万円超 →控除額が段階的に逡減**

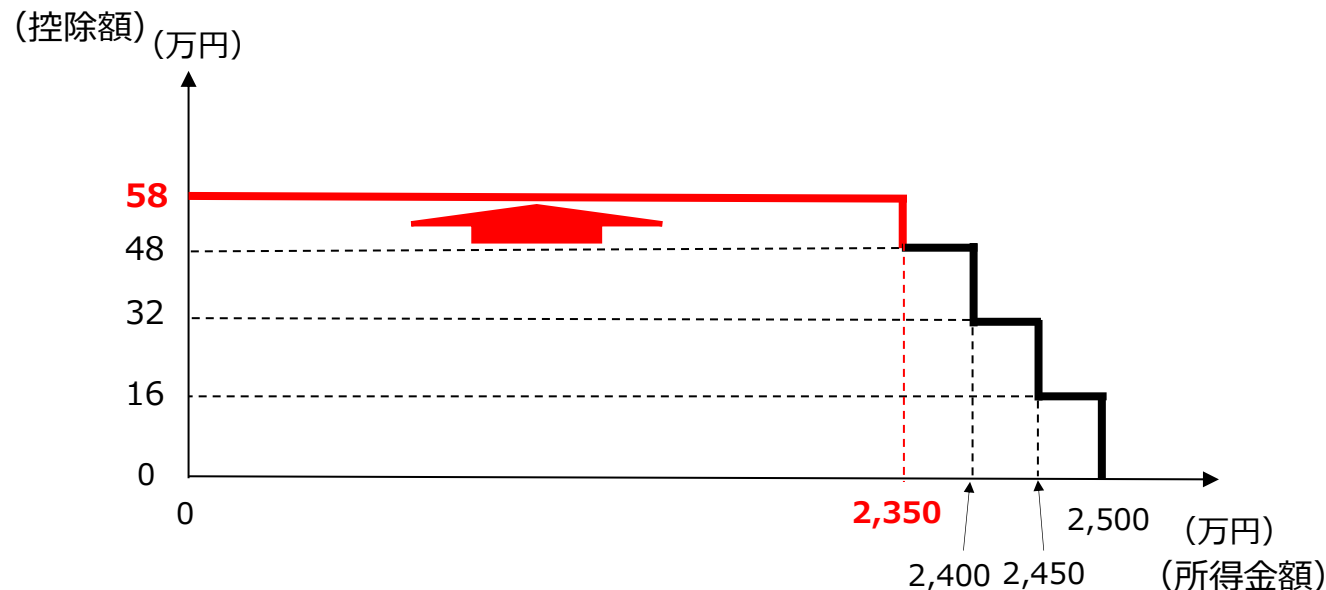
## 所得税の基礎控除の引上げ

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題がある。

わが国経済は長きにわたり、デフレの状態が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはなかったが、足元では物価が上昇傾向にある。一般に指標とされる**消費者物価指数（総合）**は、最後に基礎控除の引上げが行われた**平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇**し、**令和6年も10月までに3%程度上昇**しており、**今後も一定の上昇**が見込まれる。また、生活必需品を多く含む**基礎的支出項目**の消費者物価は**平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇**している。こうした物価動向を踏まえ、**所得税の基礎控除の額を現行の最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げる**。

**源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。**

### 引上げのイメージ



## 修正案による合計所得金額階級別基礎控除の金額

物価動向を勘案し最高48万円から10万円(20%程度)引き上げて最高58万円にしたうえで、低～中所得者の税負担に配慮し、所得階層ごとに最高37万円の控除額の上乗せを行う。

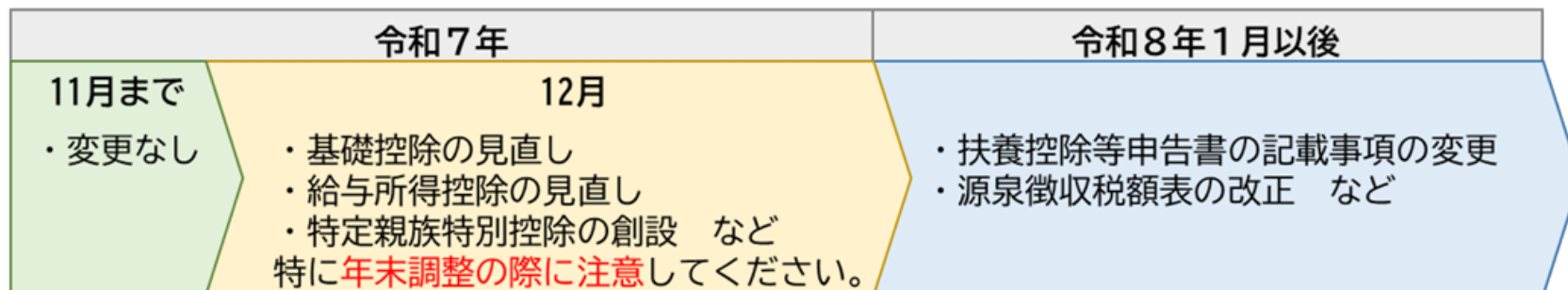
| 合計所得金額    | 給与収入相当  | 基礎控除(令和7・8年分)         | 9年分以後 | 改正前  |
|-----------|---------|-----------------------|-------|------|
| 132万円以下   | 200万円   | 95万円(当初案58万円＋加算額37万円) | 95万円  | 48万円 |
| 336万円以下   | 475万円   | 88万円(当初案58万円＋加算額30万円) | 58万円  |      |
| 489万円以下   | 665万円   | 68万円(当初案58万円＋加算額10万円) |       |      |
| 655万円以下   | 850万円   | 63万円(当初案58万円＋加算額5万円)  |       |      |
| 2,350万円以下 | 2,545万円 | 58万円(当初案58万円＋加算額0円)   |       |      |

(注) 当初案は現行48万円に10万円を加算した58万円(所法86)。

修正案による加算額は58万円に合計所得階級別に加算した額(措法41の16の2)。

合計所得金額2,350万円超の基礎控除は、従来どおり逡減し2,500万円超で消失する。

### 【給与の源泉徴収事務】

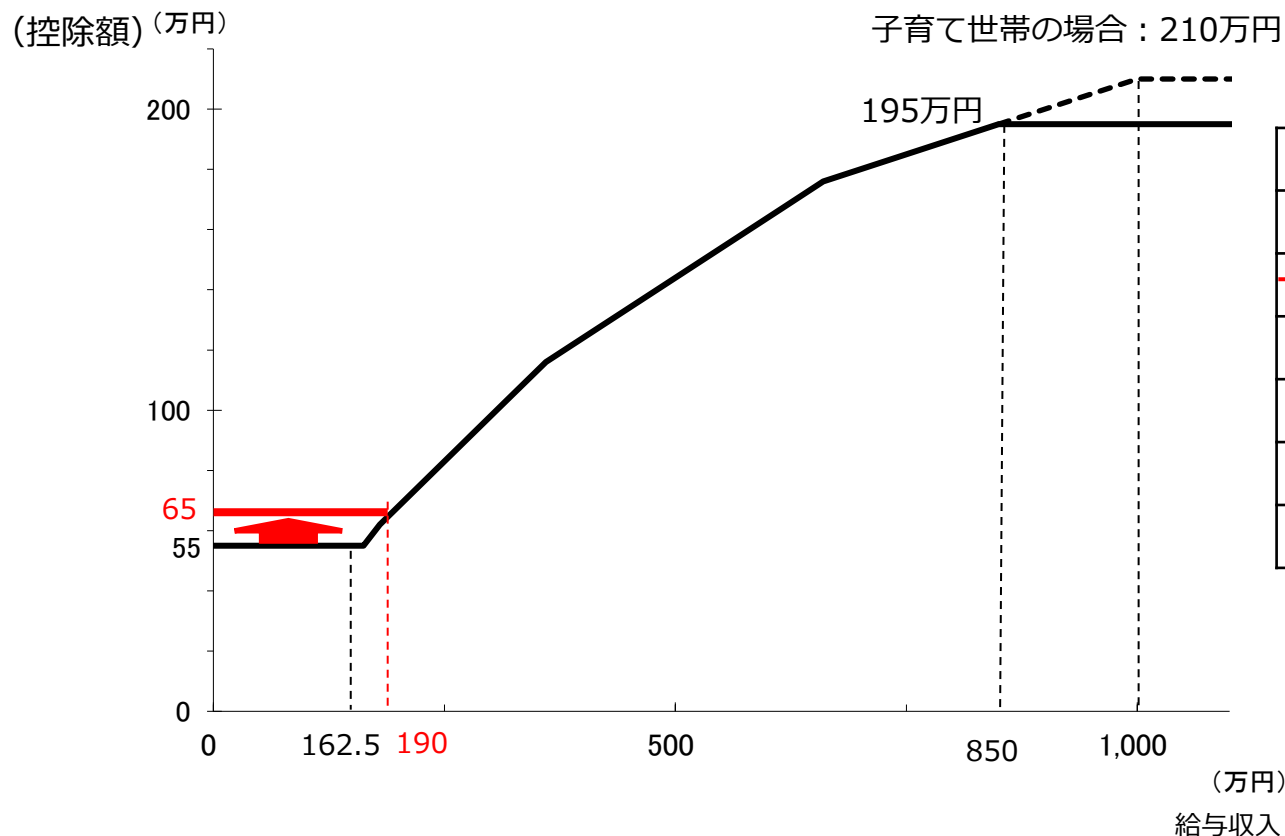


## 給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除については、給与収入に対する割合に基づき計算される控除であり、物価の上昇とともに賃金が増えれば、控除額も増加する。しかしながら、**最低保障額が適用される収入**である場合、収入が増えても控除額は増加しない構造であるため、**物価上昇への対応**とともに、**就業調整にも対応**するとの観点から、**最低保障額を現行の55万円から65万円に10万円引き上げる**。

源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

### 引上げのイメージ



### 給与所得控除額

| 最低保障額：55万円 ⇒ 65万円 |                            |
|-------------------|----------------------------|
| 給与収入              | 控除額                        |
| 180万円以下           | <del>給与収入×40% - 10万円</del> |
| 360万円以下           | 給与収入×30% + 8万円             |
| 660万円以下           | 給与収入×20% + 44万円            |
| 850万円以下           | 給与収入×10% + 110万円           |
| 850万円超            | 195万円                      |

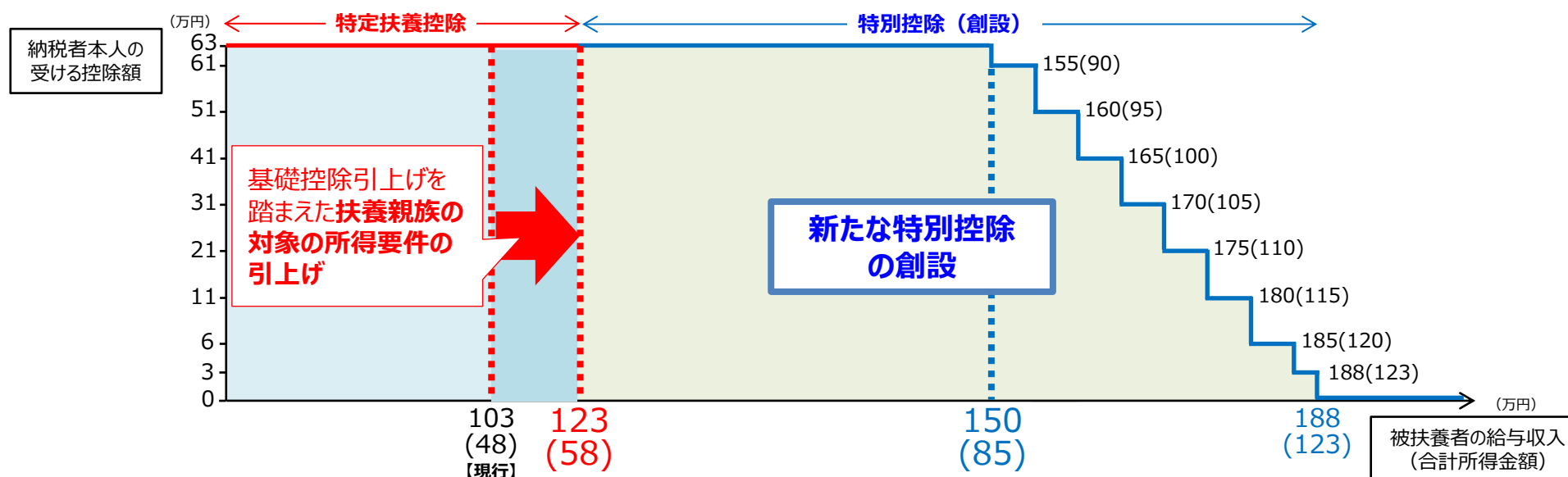
## 特定扶養控除の見直し・特別控除の創設等

現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているとの指摘がある。このため、**19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）**までは、親等が**特定扶養控除と同額（63万円）**の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の**合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組み**を導入する。

**扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件**について、現行の基礎控除と同額の48万円（給与収入103万円に相当）を、**基礎控除の引上げを踏まえ、58万円（給与収入123万円に相当）**とする。

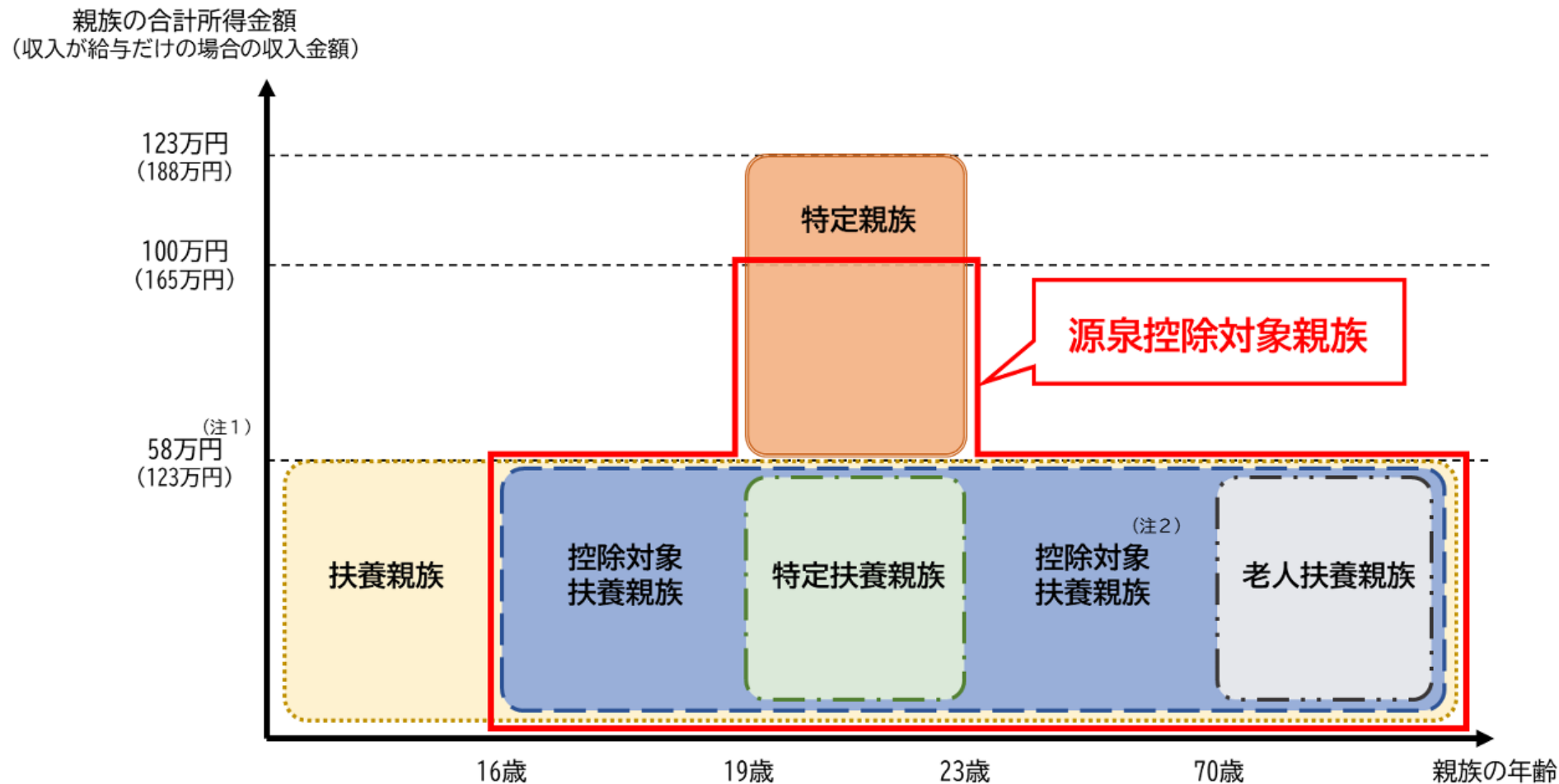
**源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。**

### 新たな控除のイメージ



(注) 上記の給与収入及び合計所得の金額は、令和7年度改正案による給与所得控除の最低保障額の引上げ(+10万円)適用後の金額である（【現行】の部分を除く。）。

## 「源泉控除対象親族」の範囲



- (注) 1 この図の扶養親族の合計所得金額の要件は、改正後の金額です（改正前：48万円）。
- 2 年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、②障害者、③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人のいずれかに該当する場合に限ります。

## 扶養親族等の所得要件の改正

- 基礎控除の改正に伴い、扶養親族等の所得要件が改正された。
- また、給与所得控除の最低保障額の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円(改正前:55万円)に引き上げられた。

### 【所得要件】

| 扶養親族等の区分                         | 所得要件 (注1)<br>(収入が給与だけの場合の収入金額 (注2))          |                                              |
|----------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
|                                  | 改正後                                          | 改正前                                          |
| 扶養親族<br>同一生計配偶者<br>ひとり親の生計を一にする子 | 58 万円以下<br>(123 万円以下)                        | 48 万円以下<br>(103 万円以下)                        |
| 配偶者特別控除の対象となる配偶者                 | 58 万円超 133 万円以下<br>(123 万円超 201 万 5,999 円以下) | 48 万円超 133 万円以下<br>(103 万円超 201 万 5,999 円以下) |
| 勤労学生                             | 85 万円以下<br>(150 万円以下)                        | 75 万円以下<br>(130 万円以下)                        |

- (注)1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいう。  
 2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なる。

# 令和 7 年度税制改正大綱（令和 6 年12月20日決定）（抜粋）

## 第一 令和 7 年度税制改正の基本的考え方

### 1. 成長型経済への移行

#### （1）物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

上記の所得税及び個人住民税の見直しについては、デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除や給与所得控除の最低保障額が定額であることに対して物価調整を行うものであることを踏まえて、特段の財源確保措置を要しないものと整理する。仮に今後、これを超える恒久的な見直しが行われる場合の財政影響分については、歳入・歳出両面の取組みにより、必要な安定財源を追加的に確保するための措置を講ずるものとする。

従来、給付や負担の決定にあたって所得税及び個人住民税の所得・税額を参照してきた各種制度について、見直し後の給付や負担の決定基準のあり方については、負担能力に応じて支え合う全世代型社会保障の考え方や給付と負担のバランスの安定性確保の重要性等も踏まえ、所管省庁において検討し、その結果を踏まえ、必要な対応を行う。

## 2月21日 自公国税制協議 公明党案

令和7年分及び令和8年分の所得税について基礎控除の特例を創設し、政府案と合わせて控除の金額を以下のとおり引き上げる。

- |                         |                                   |
|-------------------------|-----------------------------------|
| ① 給与収入200万円相当以下         | : + <b>47</b> 万円<br>(政府案に37万円上乘せ) |
| ② 給与収入200万円相当～475万円相当以下 | : + <b>40</b> 万円<br>(同30万円上乘せ)    |
| ③ 給与収入475万円相当～665万円相当以下 | : + <b>20</b> 万円<br>(同10万円上乘せ)    |
| ④ 給与収入665万円相当～850万円相当以下 | : + <b>15</b> 万円<br>(同5万円上乘せ)     |

(注1) ①の上乗せは恒久的な措置。②～④の上乗せは令和7年分及び令和8年分の措置。

(注2) 給与所得者については、**年末調整**において適用する。その他所要の措置を講じる。

(参考) **課税最低限は160万円** (一般的な社会保険料支払いがある場合、188万円) となる。

# 基礎控除等の引上げと基礎控除の上乗せ特例の創設

## 基礎控除等の引上げ

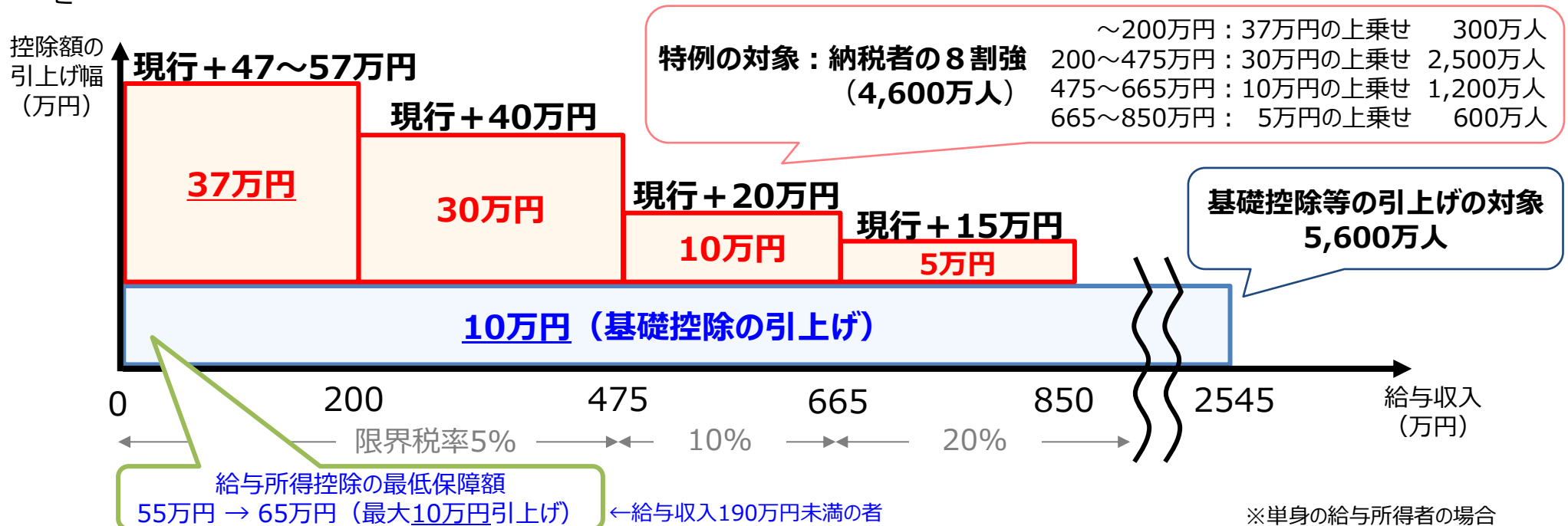
デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応。これにより課税最低限は103万円から123万円に

- 基礎控除：現行48万円から10万円引き上げ、**58万円**に ※物価上昇を勘案し**20%**の引上げ
- 給与所得控除の最低保障額：現行55万円から10万円引き上げ、**65万円**に

## 基礎控除の上乗せ特例

1. 低所得者層の税負担への配慮（恒久的措置）  
生活保護基準や最低賃金の水準等を勘案し、**課税最低限を160万円に引き上げ**
2. 中所得者層を含めた税負担軽減（令和7年・8年）  
物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、**高所得者優遇とならないよう工夫して上乗せ**

⇒ 単身世帯の場合、対象となる全ての収入階層で2万円以上（2～4万円）の税負担減  
令和7年12月の年末調整から適用



## 収入階層ごとの単身給与所得者一人当たり減税額（所得税）

自由民主党・公明党資料

| 給与収入        | 減税額       |                                                                          |           |
|-------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------|-----------|
|             | 政府案       | 上乗せ<br>収入～200万円：37万円控除<br>～475万円：30万円控除<br>～665万円：10万円控除<br>～850万円：5万円控除 | 合計        |
| 200万円       | 0.5万円     | 1.9万円                                                                    | 2.4万円     |
| 300万円       | 0.5万円     | 1.5万円                                                                    | 2.0万円     |
| 400万円       | 0.5万円     | 1.5万円                                                                    | 2.0万円     |
| 500万円       | 1.0万円     | 1.0万円                                                                    | 2.0万円     |
| 600万円       | 1.0万円     | 1.0万円                                                                    | 2.0万円     |
| 800万円       | 2.0万円     | 1.0万円                                                                    | 3.0万円     |
| 850～2,545万円 | 2.0～4.0万円 | 0.0万円                                                                    | 2.0～4.0万円 |
| 2,545万円超    | 0.0万円     | 0.0万円                                                                    | 0.0万円     |

（注1）税額は、所得税のみを含んでいる。

（注2）単身の給与所得者を想定。税額の計算に当たり、所得控除については、一定の社会保険料控除及び基礎控除のみを勘案している。

## 所得税法等の一部を改正する法律附則

### (所得税の抜本的な改革に係る措置)

**第81条** 政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む**所得税の抜本的な改革**について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

⑨ 所得税の各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しについて、まずは「活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合」において論点の整理を行ってはどうか。

2 前項の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、**物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げる**という基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとする。

⑨ その際、まずは、法律により明示的に検討が求められている、物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策から検討することとしてはどうか。

### (所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保に係る措置)

**第82条** 政府は、令和七年度末までに、歳入及び歳出における措置を通じた所得税の基礎控除の特例の実施に要する**財源**の確保について、前条の検討と併せて検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

⑨は、「物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策の検討」(令和7年5月15日政府税制調査会)における検討事項

## 物価上昇局面における税負担率

○所得税については、基礎控除等の控除額が定額であることから、物価上昇局面において、課税所得の伸びが収入の伸びを上回るため、所得に対する税負担率が上昇する。

そのため、税負担率を一定にするためには、控除額の調整が必要。

○物価と名目賃金の関係によって、ミクロの税負担やマクロの税収に影響が変化することに留意。

【イメージ】 ※簡略化しており、控除額や適用税率は実際のものとは異なる

### ①物価・賃金上昇前

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| 控除 100   | 課税所得 300                   |
| 所得金額 400 | 税額 = $300 \times 5\% = 15$ |

### ②物価20%、名目賃金20%上昇

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| 控除 100   | 課税所得 380                   |
| 所得金額 480 | 税額 = $380 \times 5\% = 19$ |

### ③控除額を物価上昇に合わせて20%引上げ

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| 控除 120   | 課税所得 360                   |
| 所得金額 480 | 税額 = $360 \times 5\% = 18$ |

### 税負担率

$$\textcircled{1} 15 / 400 = 3.75\%$$



$$\textcircled{2} 19 / 480 = 3.95\%$$

一定

$$\textcircled{3} 18 / 480 = 3.75\%$$

名目賃金  
= 物価

名目賃金  
> 物価

### ④物価10%、名目賃金20%上昇、控除額を物価上昇に合わせて10%引上げ

|          |                              |
|----------|------------------------------|
| 控除 110   | 課税所得 370                     |
| 所得金額 480 | 税額 = $370 \times 5\% = 18.5$ |

$$\textcircled{4} 18.5 / 480 = 3.85\%$$

名目賃金  
< 物価

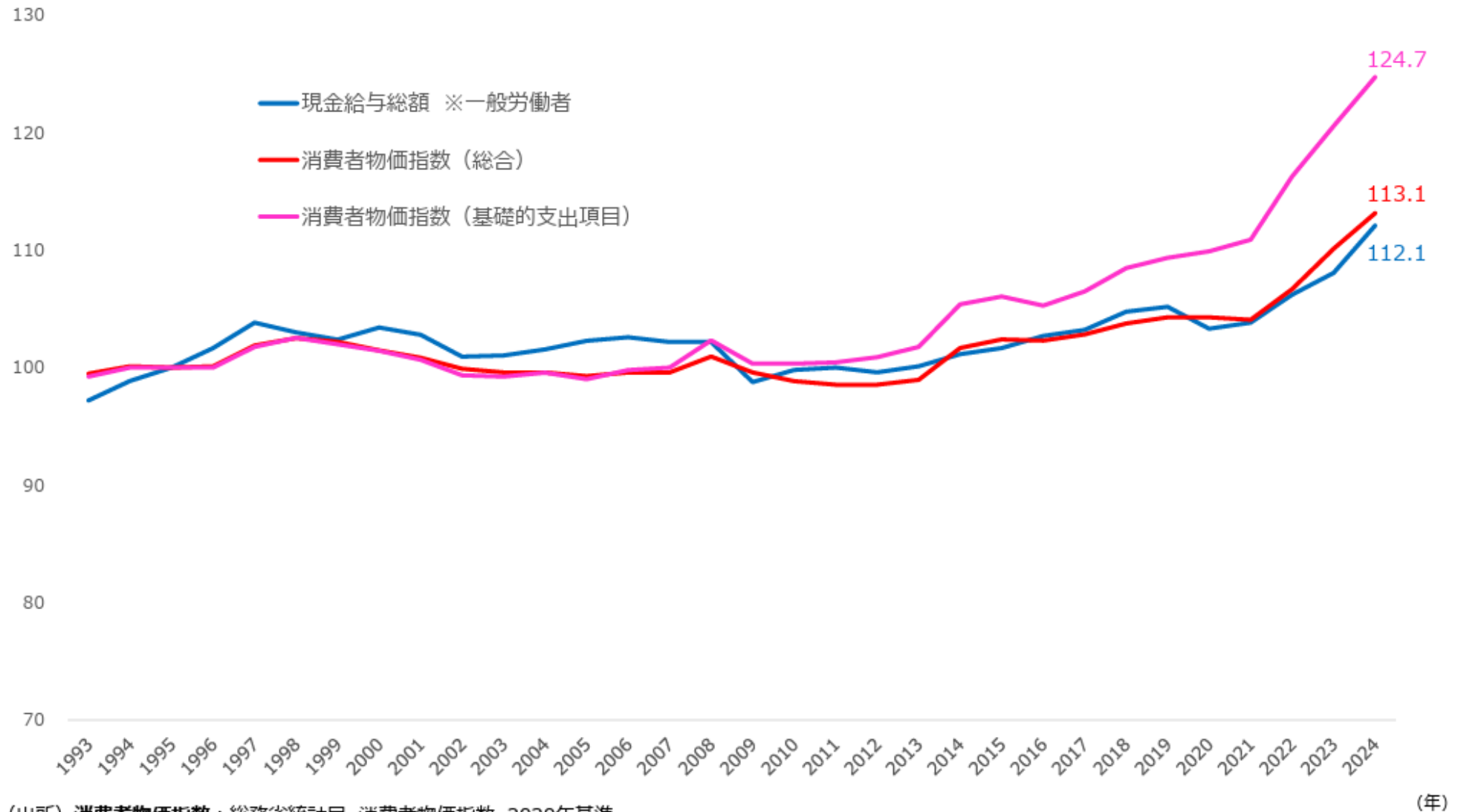
### ⑤物価20%、名目賃金10%上昇、控除額を物価上昇に合わせて20%引上げ

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| 控除 120   | 課税所得 320                   |
| 所得金額 440 | 税額 = $320 \times 5\% = 16$ |

$$\textcircled{5} 16 / 440 = 3.64\%$$

## (参考) 賃金・物価の推移

(1995年=100)



(出所) 消費者物価指数：総務省統計局 消費者物価指数 2020年基準

現金給与総額 (指数)：厚生労働省 毎月勤労統計調査

(注) 「一般労働者」とは、「常用労働者 (期間を定めずに雇われている者あるいは1か月以上の期間を定めて雇われている者)」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

## 考えられる具体的な物価調整のイメージ

### 考えられる具体的な物価調整のイメージ 1 毎年物価調整を実施

- (例) X年第3四半期における対前年比の物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定  
X+1年の通常国会に改正法案を提出  
X+2年分の所得税から適用 (X+2年1月から新たな控除額に基づく源泉徴収を実施)

【特徴】 物価変動をタイムリーに反映  
システム改修を含む源泉徴収義務者の事務負担への影響に留意する必要

### 考えられる具体的な物価調整のイメージ 2 定期的に物価調整を実施

- (例) 3年おきに第3四半期における対3年前の同期比の物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定  
※改正法案提出時期と適用時期についてはイメージ1と同様

【特徴】 物価変動のトレンドを反映  
システム改修を含む源泉徴収義務者の対応を毎年行う必要はない  
システム改修時期についての予測可能性が高い

### 考えられる具体的な物価調整のイメージ 3 毎年点検し、一定の物価上昇率となった際に調整を実施

- (例) 前回引上げ時の前年の第3四半期からの物価上昇率が5%を上回った際に、物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定  
※改正法案提出時期と適用時期についてはイメージ1と同様

【特徴】 物価変動を比較的タイムリーに反映  
システム改修を含む源泉徴収義務者の対応を必ずしも毎年行う必要はない  
改修時期についての予測可能性が低い

## 自公維 幹事長合意（令和7年3月3日）

自由民主党、公明党、日本維新の会は、以下の通り合意する。

I. 自由民主党、公明党は、いわゆる「103万円の壁」への対応をはじめ、政党間協議について、令和7年度税制改正大綱（令和6年12月20日自由民主党、公明党）（別紙）に明記されている「引き続き、真摯に協議を行っていく」との姿勢を変えることなく、今後とも誠実に対応する。

II. 上記 I を前提に、自由民主党、公明党提案の令和7年度予算及び令和7年度税制改正法の修正案について、年度内の早期に成立させる。

（別紙）令和7年度税制改正大綱（抄）（令和6年12月20日 自由民主党、公明党）

### 第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

なお、衆議院における令和6年度補正予算の採決に当たり、令和6年12月11日に自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間で、以下の合意がなされた。

「一、いわゆる「103万円の壁」は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる。  
一、いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する。  
上記の各項目の具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。」

自由民主党・公明党としては、引き続き、真摯に協議を行っていく。

## 自民党HP「103万円の壁」Q&A(2025年3月6日)

Q なぜ所得制限を設けた？

A 異なる政策目的。1人当たりの減税額を平準化する

まず、課税最低限を160万円とすることと、年収200万円以上の所得層に対して段階的に基礎控除を上乗せすることは政策目的が異なります。

200万円以下の層は低所得者層の税負担に対する配慮として恒久的措置としました。

一方、中所得層を含めた税負担の軽減は、物価上昇に賃金上昇が追いついていない現状を踏まえた措置として、令和7・8年の2年間に限定します。

その際、高所得者優遇とならないよう、基礎控除の上乗せに段階を設けて、当初案と併せて一人当たりの減税額を平準化するようにしました。

## 【老後に向けた資産形成の支援】

## 確定給付企業年金・確定拠出年金の制度創設の経緯・期待されていた役割

- 確定給付企業年金は、企業の退職給付制度の中で企業のニーズに柔軟に対応できるよう設計された適格退職年金や厚生年金基金を継承した確定給付型の統一的制度として創設された。老後の生活設計が容易であることから、長期雇用が中心となっている大企業で導入しやすいと考えられた。
- 確定拠出年金は、米国401(k)を参考にしつつ、老後の所得確保を達成するために、貯蓄との違いを考慮した年金制度として設計・創設された。年金資産の持ち運び（ポータビリティ）が容易であることから、離転職の多い中小企業でも導入しやすい制度と考えられた。
- 確定給付企業年金・確定拠出年金は、それぞれ制度創設の経緯や期待されていた役割は異なるものの、公的年金の給付と相まって、老後の所得確保の一層の充実を図る点は共通している。

### 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）－抄－

#### （目的）

第1条 この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

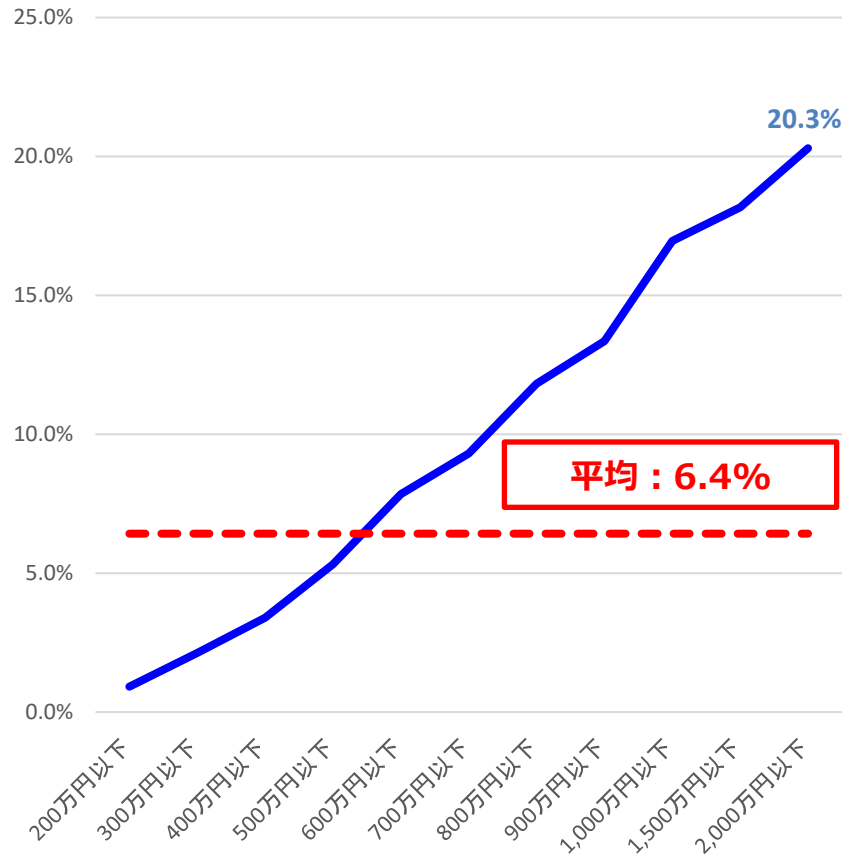
### 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）－抄－

#### （目的）

第1条 この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 小規模企業共済等掛金控除(iDeCo・企業型DCマッチング拠出・小規模企業共済等)利用率・額

小規模企業共済等掛金控除適用率  
(給与階級別、令和4年)



適用者一人当たり月額  
(給与階級別、令和4年)



(参考) 小規模企業共済等掛金控除の対象は、iDeCo及び企業型DCのマッチング拠出金額、小規模企業共済掛金(共同経営者、個人事業主、小規模企業の会社等役員)、心身障害者扶養共済制度の掛金。民間給与実態調査の対象は、給与所得者。

小規模企業共済加入者のうち2号被保険者(会社等役員):約60.6万人(令和5年3月末)、DCマッチング拠出者:約137万人(令和4年度末)、iDeCo加入者(第2号被保険者):約280万人(令和5年度末)、心身障害者扶養共済制度加入者:58,281人(令和3年度末)

(注) 年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者。適用率は、納税者における適用者数÷納税者数により算出。

(出所) 国税庁「民間給与実態調査」より財務省作成

## 論点

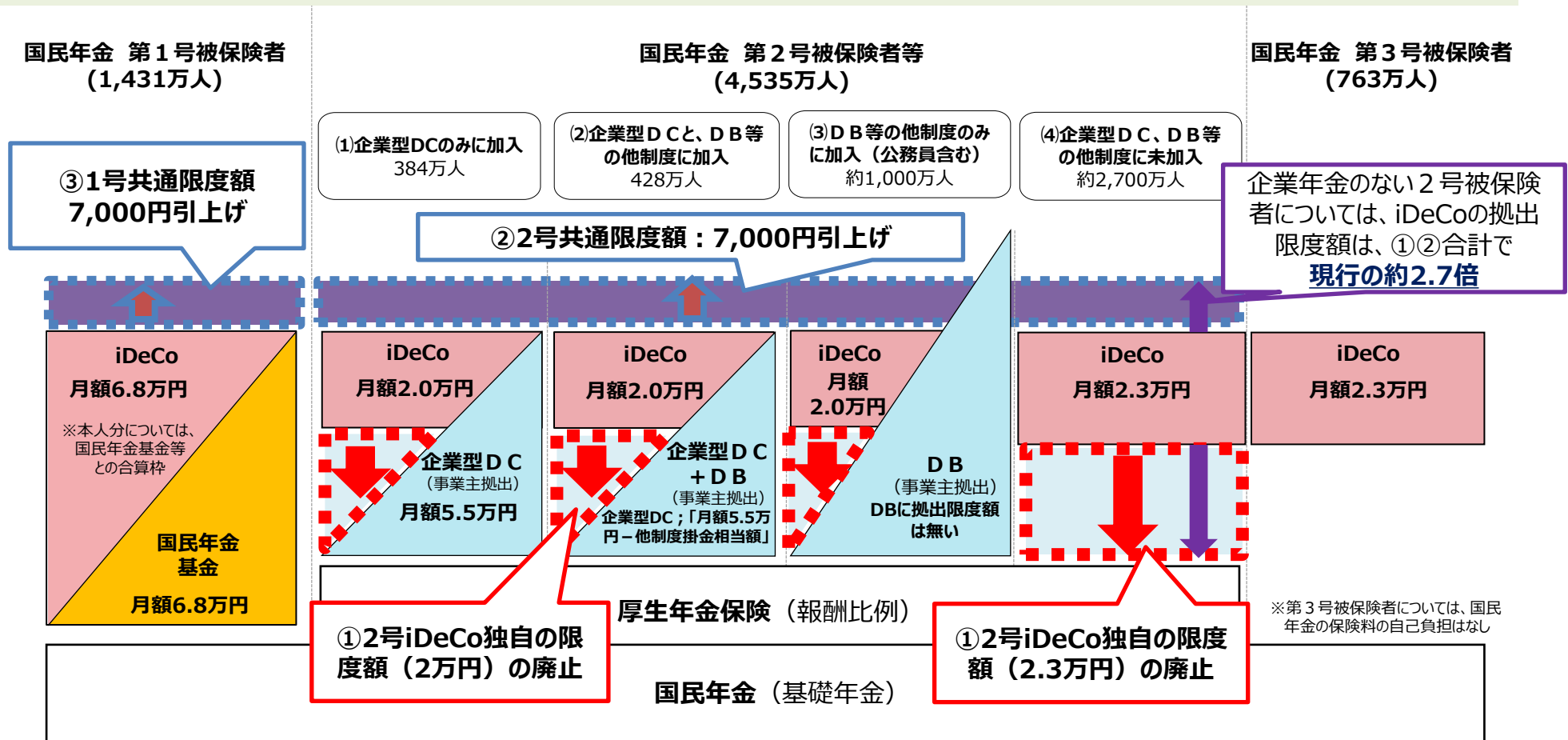
- 私的年金の目的 : 公的年金を補完し、老後に向けた資産形成を支援  
(投資促進を目的とするNISAとの差異)
- 私的年金の普及 : 私的年金の加入者は約 2, 100 万人  
(公的年金被保険者は約 6, 700 万人)
- 私的年金の拠出限度額 : 上限額近く拠出している人は、現行の限度額が低い2号のiDeCoのみ
  - 1号 : 国民年金基金は 17%、iDeCoは 14%
  - 2号 : DCは 7～10%、iDeCoは 50～76%
  - 3号 : iDeCoは 40%
- 働き方への中立性 : 働き方や勤務先の企業年金の有無、企業年金の形態 (DBとDC) による拠出限度額の差異が残存
- 利用や拠出の実態 : 高所得者ほど利用者が多く、拠出額も大きい
- 拠出・運用・給付の課税 : 私的年金は、拠出時非課税であるため、給付時は課税が原則  
(現在は公的年金等控除と退職所得控除により課税は一部のみ)  
(注) NISAは、拠出時課税、給付時非課税。

## DC・iDeCoの拠出限度額の引上げ

- 2号被保険者について、勤務先の企業年金の有無等による拠出限度額の差異を解消する。
- そのうえで、前回の拠出限度額設定時からの賃金上昇率を勘案し、2号の共通拠出限度額について、月額5.5万円から6.2万円に引き上げる。これにより、iDeCoによる支援が最も必要となる企業年金のない2号被保険者については、iDeCoの拠出限度額は、年間で現行の約2.7倍の約75万円となる。
- 1号の共通限度額については、2号との公平性の観点から、2号と同額の引上げ。
- DC・iDeCoの拠出限度額の考え方については、加入率、拠出額等の実態も踏まえ、そのあり方について、諸外国の事例も踏まえつつ、次期年金制度改革までに見直しに向けた検討を行う。
- 給付時課税については、拠出時非課税（所得控除）であること、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり給付のあり方に中立的でないといった指摘があることも踏まえ、引き続き検討する。

# DC・iDeCo等の拠出限度額の引上げ（令和7年度改正）

- ① 勤務先の企業年金の有無等による拠出限度額の差異を解消する観点から、2号被保険者（会社員等）について、iDeCo独自の限度額を廃止し、企業年金の拠出額との合計に対する共通限度額に一本化。
- ② そのうえで、前回の拠出限度額設定時からの賃金上昇率を勘案し、2号の共通拠出限度額について、5.5万円から6.2万円に引き上げる。iDeCoによる支援が最も必要となる企業年金のない2号被保険者については、iDeCoの拠出限度額は、年間で現行の約2.7倍の約75万円となる。
- ③ 1号共通限度額については、2号との公平性の観点から、2号と同額の引上げを行う。



## 退職一時金・私的年金の課税

|        |        |                     |      |
|--------|--------|---------------------|------|
|        | 退職一時金  | 企業年金・個人年金(※)        |      |
|        |        | 一時金受取               | 年金受取 |
| 給付時の課税 | 退職所得課税 | 退職所得課税<br>(みなし退職所得) | 年金課税 |

(※) 確定給付年金、企業型確定拠出年金、個人型確定拠出年金 (iDeCo) 等

## 確定給付企業年金と確定拠出年金の受給の形態

厚生労働省資料

- 確定給付企業年金・確定拠出年金ともに、相当数が一時金受給を選択している。特に確定拠出年金では、企業型・個人型ともに9割程度と、この傾向が顕著である。
- これは、我が国では退職一時金制度が先行して普及・慣行化した経緯があること、受給者にとっても退職時に多額の一時金を必要とするニーズがあること、年金と一時金に対する社会保障制度や税制の違いがあること、確定拠出年金は個人の資産額が少額のケースが多いこと等、様々な要因があると指摘されている。

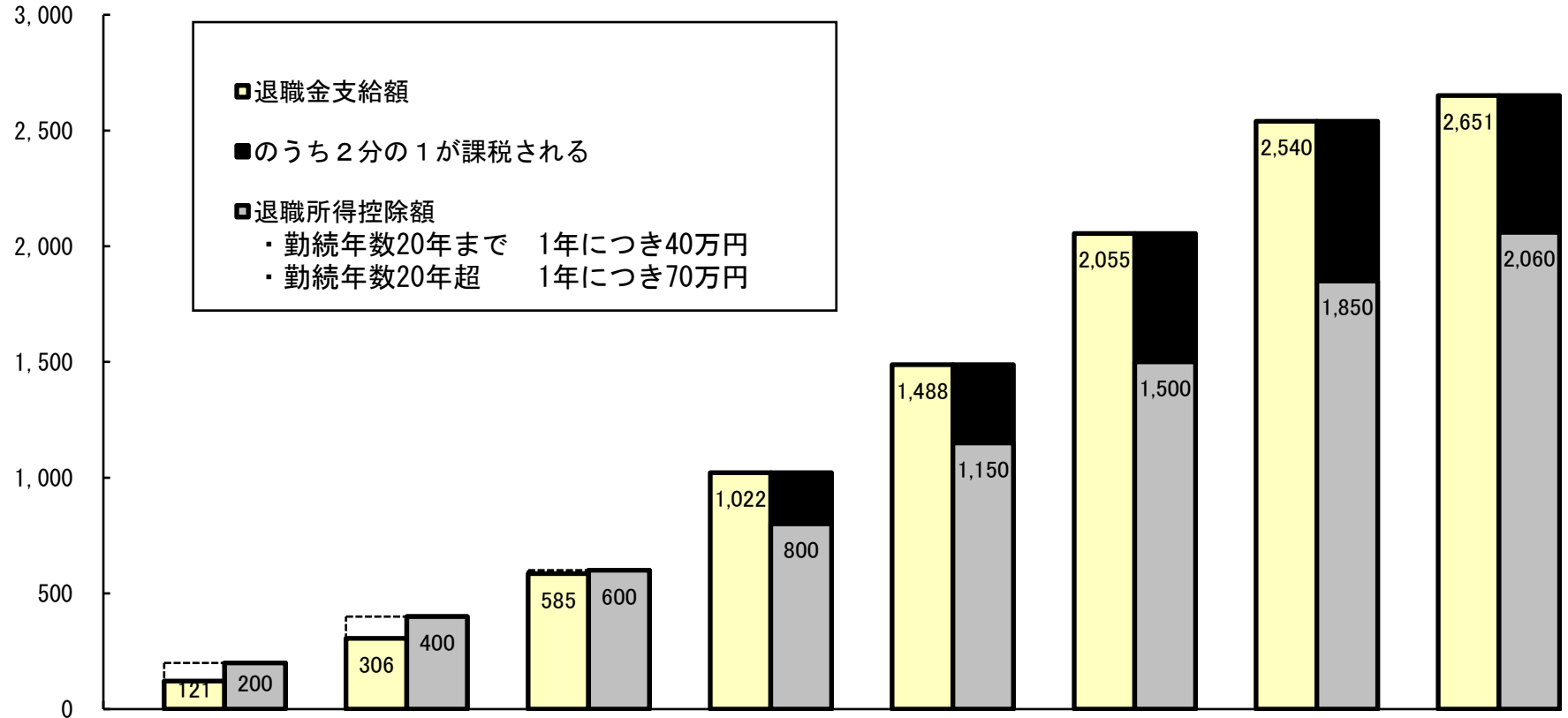
＜新規受給者数ベースでみた老齢給付金における年金・一時金の選択状況＞

|            | 確定給付企業年金   | 確定拠出年金     |            |
|------------|------------|------------|------------|
|            |            | 企業型        | 個人型        |
| 年金         | 24%        | 5%         | 10%        |
| 年金と一時金（併給） | 8%         | 1%         | 1%         |
| 一時金        | <b>68%</b> | <b>94%</b> | <b>89%</b> |

（出所） 確定給付企業年金は、厚生労働省「平成30年就労条件総合調査」の特別集計により作成  
 確定拠出年金は、記録関連運営管理機関による調査（平成30年度）を基に作成

## モデル退職金の支給状況と退職所得控除額

(退職金支給額：万円)



|                    |    |    |    |    |    |    |    |         |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|----|---------|
| 勤続年数               | 5  | 10 | 15 | 20 | 25 | 30 | 35 | 38 (年)  |
| 勤続年数 1 年当りの退職金支給額  | 24 | 31 | 39 | 48 | 56 | 64 | 68 | 67 (万円) |
| 勤続年数 1 年当りの退職所得控除額 | 40 | 40 | 40 | 40 | 46 | 50 | 53 | 54 (万円) |

(出所) 中央労働委員会「令和 5 年 退職金、年金及び定年制事情調査」

(注 1) 上記のモデル退職金は、大学卒、事務・技術労働者、総合職相当、会社都合による退職を前提としたものである。

(注 2) 本調査は、運輸・交通関連業種及び資本金 5 億円以上かつ労働者 1000 人以上の運輸・交通関連業種以外の企業の中から、中央労働委員会が独自に選定した 380 社に対して、企業単位（本社、支社、出張所、工場等を含めた企業全体）で実施している。また、集計については、退職一時金制度の採用がある企業を対象として、退職金総額と当該退職年齢時のモデル所定内賃金の両方に回答のある社について行っている。

## 退職所得控除の調整規定等の見直し

### 【現行】

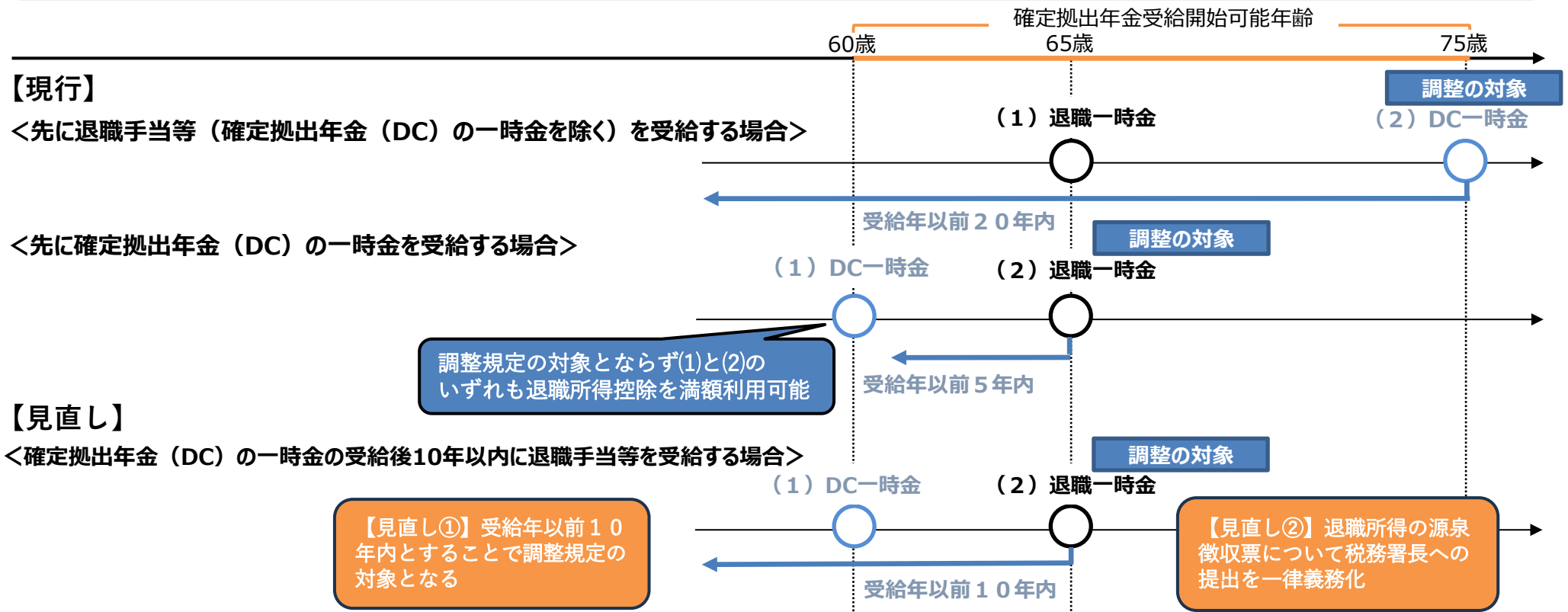
一定の期間（調整期間）内に複数の退職手当等の支払を受ける場合には、次のとおり調整することとされている。

《原則》 退職手当等の支払を受けた年以前5年以内に他の退職手当等の支払を受けたことがある場合において、その受給年に支払を受ける退職手当等についての勤続期間の一部が他の退職手当等についての勤続期間と重複している場合には、課税の公平性の観点から、それぞれの退職手当等の勤続期間について重複排除をしたところで勤続年数を計算する。

《確定拠出年金に係る老齢一時金の特例》 確定拠出年金に係る老齢一時金については、60歳から75歳までの間にその受給日を任意に選べることを踏まえて、その受給をした年以前20年以内に他の退職手当等の支払を受けたことがある場合において、上記の重複排除規定が適用される。ただし、先に確定拠出年金に係る老齢一時金を受給した場合には、その重複排除に係る調整期間は原則どおり5年以内とされている。

### 【改正内容】

定年の引上げ等により退職一時金の受給年齢が65歳以降となるケースが増加していることを踏まえ、課税の公平性の観点から、その者が既に確定拠出年金に係る老齢一時金を受給している場合については、上記原則の「支払を受けた年以前5年以内」を適正執行も考慮して「支払を受けた年以前10年以内」とする。また、当該調整規定及び合計所得金額判定の適正執行の観点から、退職所得の源泉徴収票について税務署長への提出を一律義務化（現行：役員のみ）する。（注）令和8年1月1日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用。



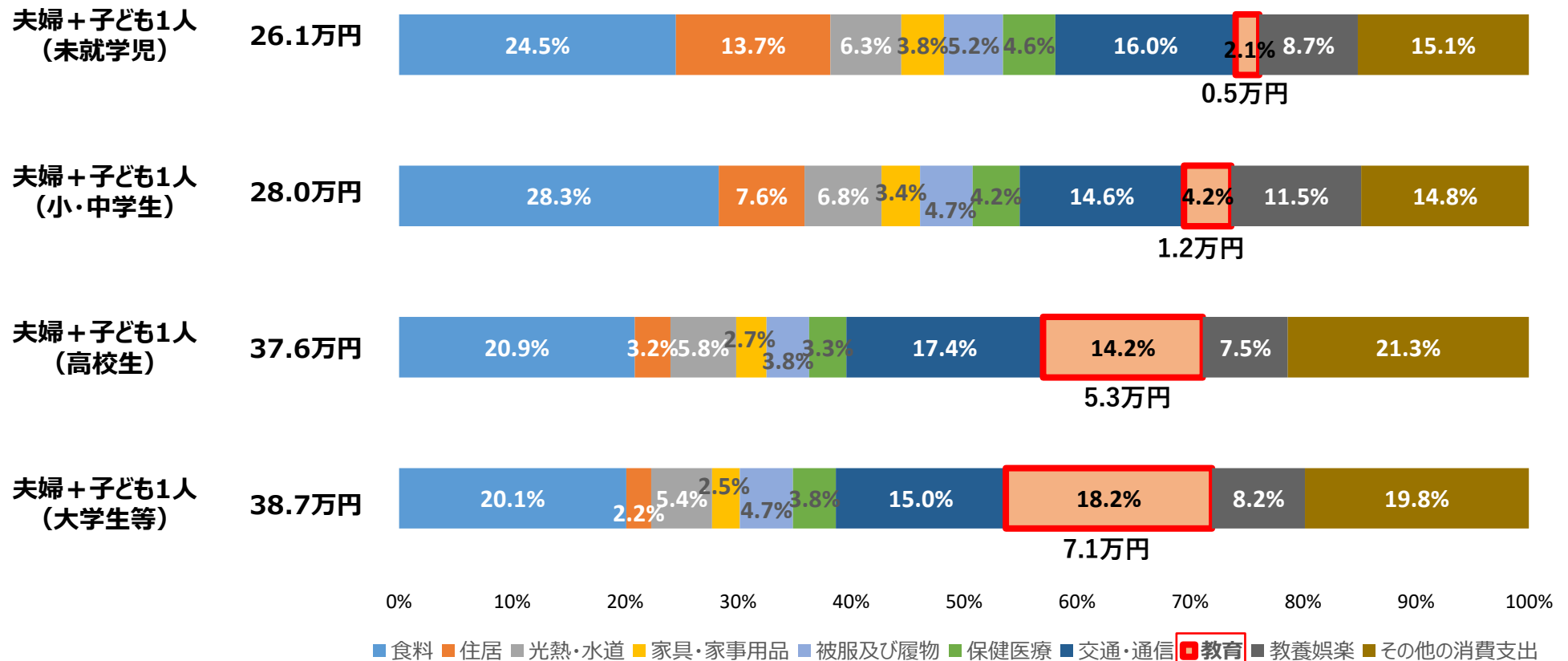
## 【子育て支援に関する政策税制】

## 子どもの年齢別の世帯の支出構造

子どもの年齢別の世帯の支出構造を見ると、高校生・大学生をもつ世帯においては、中学生までの子どもをもつ世帯と比べて、教育費の支出が大きい。

### 世帯類型別消費支出の費目構成 <子ども1人の勤労者世帯の場合>

【世帯構成】 【平均支出/月】



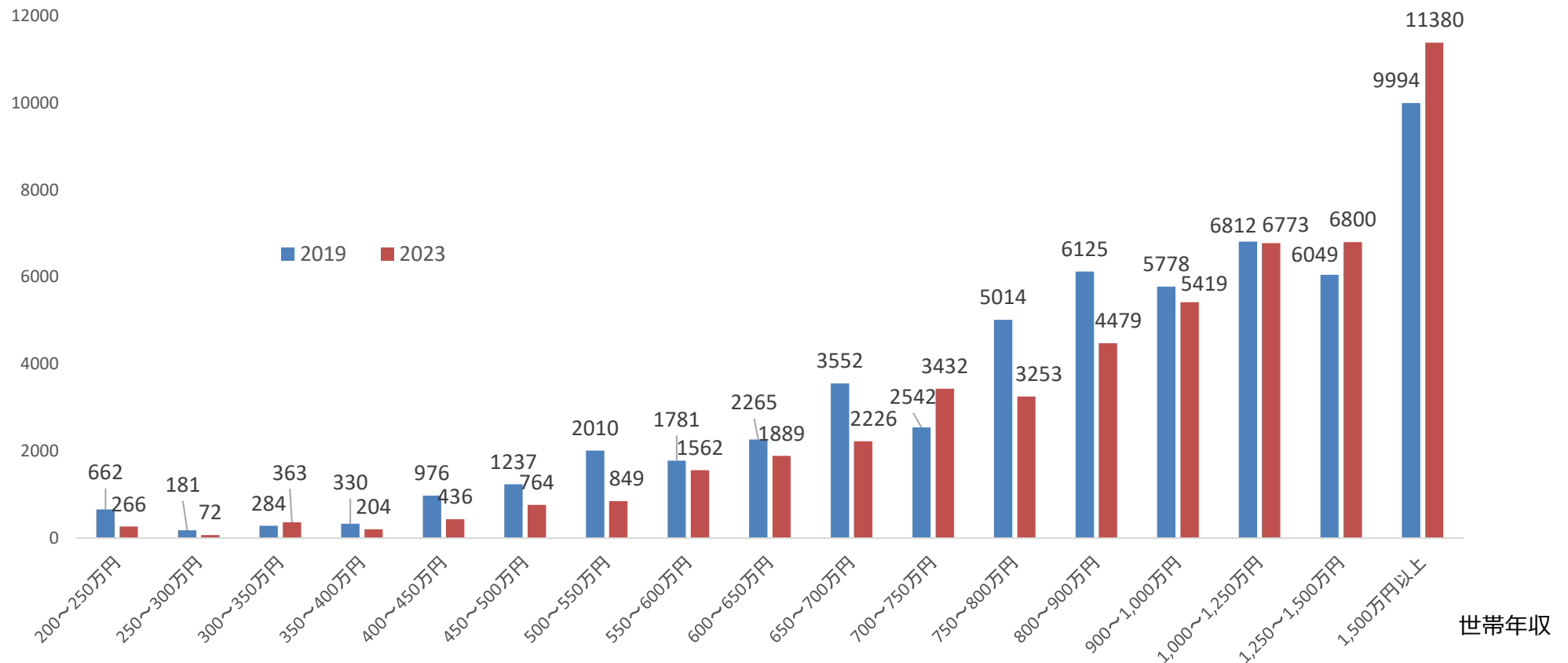
(出典) 2019年 全国家計構造調査

## 子育て世帯における教育費の世帯年収ごとの状況

- 義務教育等に加えて行われる補習教育（習い事、塾等）についての支出は、世帯年収で大きな差がある。
- 直近では、低・中所得者層では、補習教育に対する支出を減らしているが、高所得者層では支出を大きく増やしている。

### 補習教育の平均月額（世帯収入別）

支出（円）

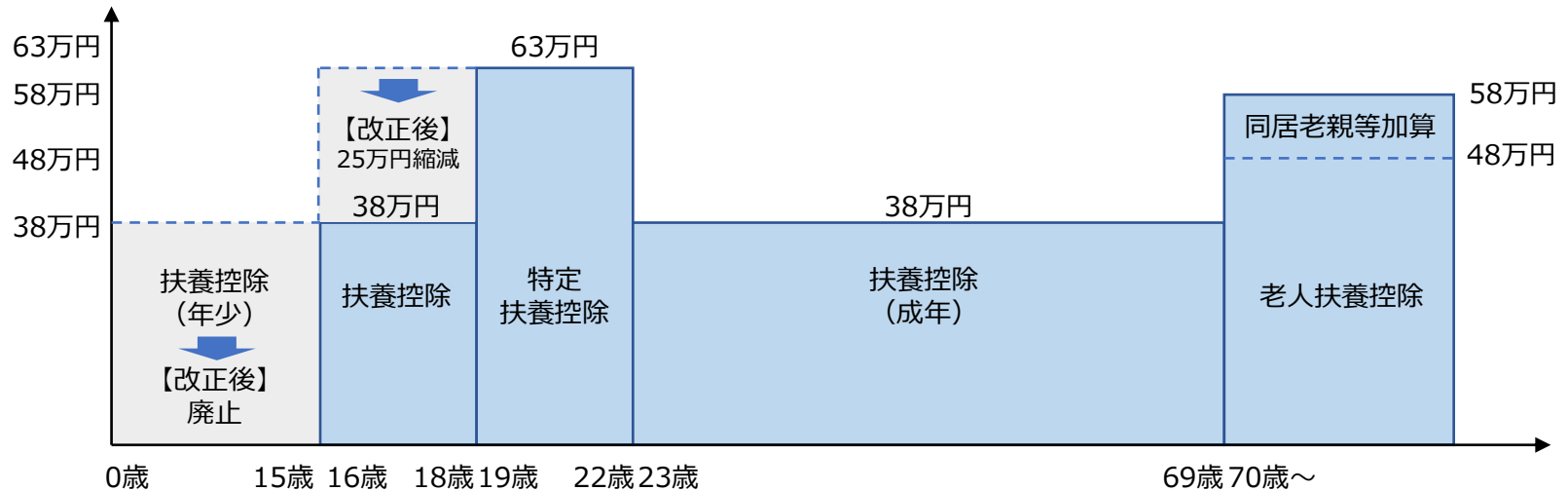


（出典） 家計調査

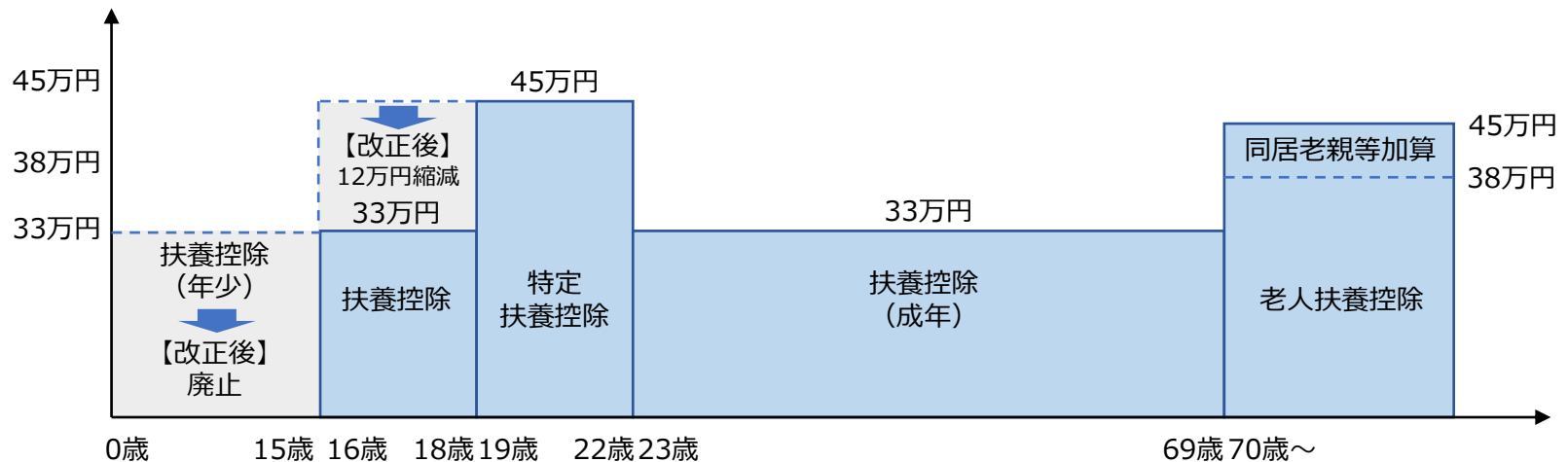
## 扶養控除の見直しについて（平成22年度改正）

- 「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除（38万円）を廃止。
  - 高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止。
- ※ 「子ども手当」は平成22年4月から給付開始。扶養控除の見直しについては、所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度分から適用。

### 扶養控除 （所得税）

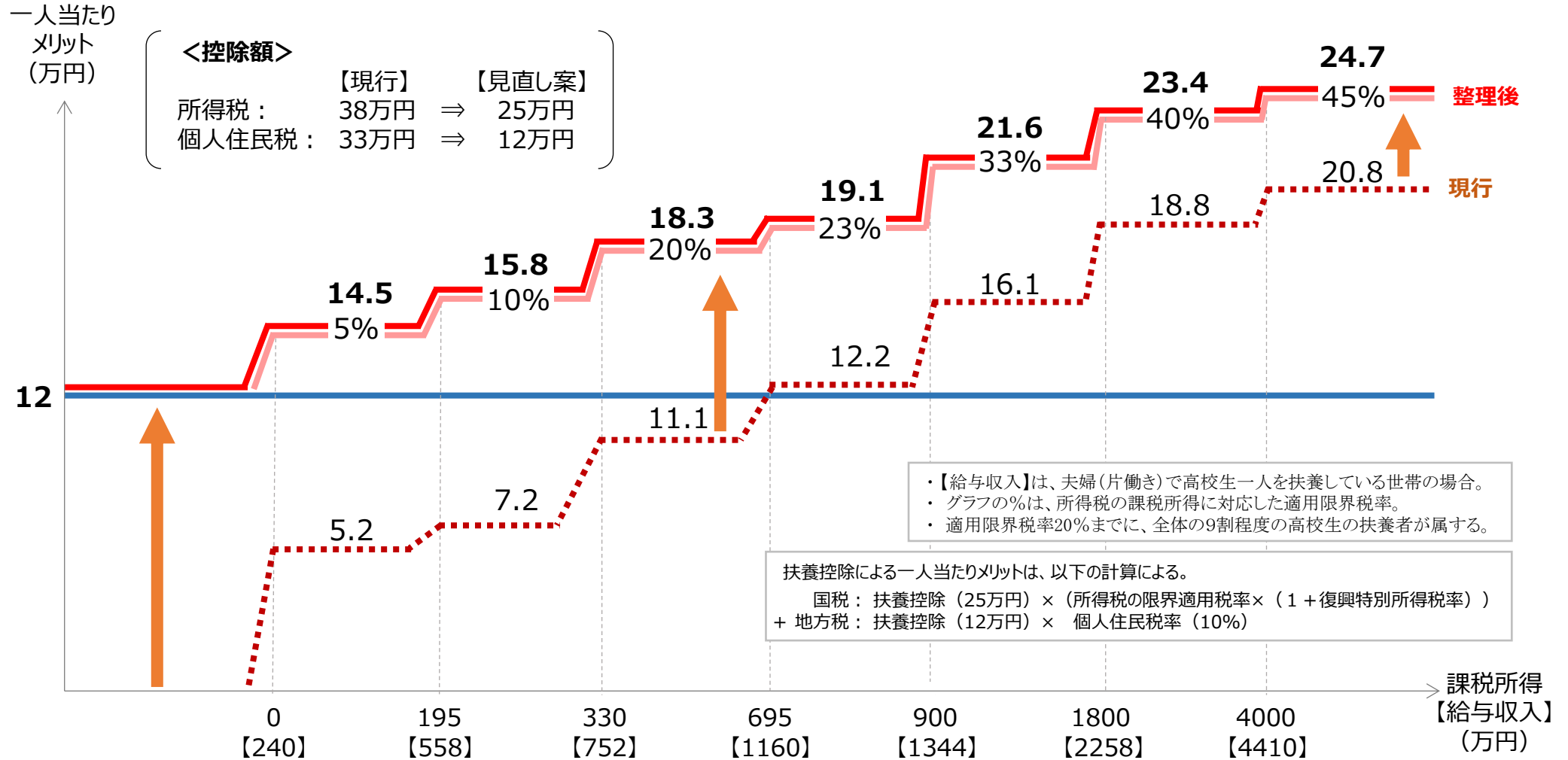


### 扶養控除 （住民税）



# 「扶養控除」の見直しのイメージ

〔令和8年度以降の税制改正において  
結論を得る〕



# 高校生年代の扶養控除見直し及び子育て支援に関する政策税制（令和 7 年度改正）

## 高校生年代の扶養控除見直し

- 個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、歳出面を含めた政策全体での対応も踏まえつつ、人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う。
- また、高校生年代の扶養控除及びひとり親控除については、令和 8 年分の所得税及び令和 9 年度分の個人住民税は現行制度を維持し、その見直しについては、児童手当をはじめとする子育て関連施策との関係、所得税の所得再分配機能等の観点や令和 6 年度税制改正大綱で示した考え方を踏まえつつ、令和 8 年度以降の税制改正において、各種控除のあり方の一環として検討し、結論を得る。

## 子育て支援に関する政策税制

- 令和 6 年度税制改正大綱において高校生年代の扶養控除の見直しと併せて行うものとした以下のイからハの子育て支援税制については、上記の高校生年代の扶養控除の取扱いを踏まえてそのあり方を検討することとなるが、今般、1 年間の時限的な措置として対応する。

### イ 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

令和 6 年限りの措置として対応した上乗せ措置について、令和 7 年限りの措置として講ずる。

所得税額から控除しきれない額は、現行制度と同様に個人住民税額から控除し、個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

### ロ 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

令和 6 年限りの措置として対応した特例措置について、令和 7 年限りの措置として講ずる。

### ハ 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

令和 8 年分所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23 歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の 4 万円の適用限度額に対して 2 万円の上乗せ措置を講ずる。

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の 12 万円から変更しない。

一時払生命保険については、2 万円の上乗せ措置を時限的に講じている間は控除の適用対象から除外しないこととする。

## 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

〔令和7年限りの措置として対応〕

- 現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。
- 新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

〔改正前（令和7年入居）〕

| 新築・買取再販住宅 | 認定      | ZEH     | 省エネ     |
|-----------|---------|---------|---------|
| 借入限度額     | 4,500万円 | 3,500万円 | 3,000万円 |



〔改正後（令和7年入居に限る）〕

| 新築・買取再販住宅 | 認定            | ZEH            | 省エネ            |
|-----------|---------------|----------------|----------------|
| 借入限度額     | <b>子育て世帯等</b> | <b>5,000万円</b> | <b>4,500万円</b> |
|           | それ以外          | 4,500万円        | 3,000万円        |

（注） 子育て世帯等：18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者

床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

- ※ 被災地向けの措置についても、上記同様に借入限度額の子育て世帯等への上乗せを行うほか、床面積要件の緩和を継続する。
- ※ 所得税額から控除しきれない額については、改正前と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

## 住宅ローン減税等に係る所要の措置(所得税・個人住民税)

子育て世帯等の住宅取得環境が厳しさを増していること等を踏まえ、住宅ローン減税について、子育て世帯等の借入限度額の上乗せ及び床面積要件の緩和措置を令和7年も引き続き実施する。

|          |           | <入居年>                                                                                           |           |                                 |                                      |  |
|----------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|---------------------------------|--------------------------------------|--|
|          |           | 2022(R4)年                                                                                       | 2023(R5)年 | 2024(R6)年                       | 2025(R7)年                            |  |
| 控除率：0.7% |           | 1年間の控除額<br>＝借入金額×0.7%<br>※限度額あり                                                                 |           |                                 |                                      |  |
| 借入限度額    | 新築住宅・買取再販 | 長期優良住宅・低炭素住宅                                                                                    | 5,000万円   | 4,500万円<br>子育て世帯等※:5,000万円      | 今回改正内容<br>4,500万円<br>子育て世帯等※:5,000万円 |  |
|          |           | ZEH水準省エネ住宅                                                                                      | 4,500万円   | 3,500万円<br>子育て世帯等※:4,500万円      | 3,500万円<br>子育て世帯等※:4,500万円           |  |
|          |           | 省エネ基準適合住宅                                                                                       | 4,000万円   | 3,000万円<br>子育て世帯等※:4,000万円      | 3,000万円<br>子育て世帯等※:4,000万円           |  |
|          |           | その他の住宅                                                                                          | 3,000万円   | 0円<br>(2023年までに新築の建築確認：2,000万円) |                                      |  |
|          | 既存住宅      | 長期優良住宅・低炭素住宅<br>ZEH水準省エネ住宅<br>省エネ基準適合住宅                                                         | 3,000万円   |                                 |                                      |  |
|          |           | その他の住宅                                                                                          | 2,000万円   |                                 |                                      |  |
| 控除期間     | 新築住宅・買取再販 | 13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)                                                                |           |                                 |                                      |  |
|          | 既存住宅      | 10年                                                                                             |           |                                 |                                      |  |
| 所得要件     |           | 2,000万円<br>今回改正内容                                                                               |           |                                 |                                      |  |
| 床面積要件    |           | 50㎡<br>(新築の場合、2024(R6)年までに建築確認：40㎡(所得要件：1,000万円))<br>今回改正内容<br>50㎡<br>(新築の場合、40㎡(所得要件：1,000万円)) |           |                                 |                                      |  |

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

○子育て対応リフォームに係る所得税の特例措置についても、令和7年も引き続き実施する。

# 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

〔令和7年限りの措置として対応〕

- 既存住宅のリフォームに係る特例措置（工事費用の相当額の10%を税額控除）について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯等について、一定の子育て対応改修工事を対象に加える。

| 対象工事    |             | 対象工事限度額      | 最大控除額(対象工事) |
|---------|-------------|--------------|-------------|
| 耐震      |             | 250万円        | 25万円        |
| バリアフリー  |             | 200万円        | 20万円        |
| 省エネ     |             | 250万円(350万円) | 25万円(35万円)  |
| 三世帯同居   |             | 250万円        | 25万円        |
| 長期優良住宅化 | 耐震＋省エネ＋耐久性  | 500万円(600万円) | 50万円(60万円)  |
|         | 耐震or省エネ＋耐久性 | 250万円(350万円) | 25万円(35万円)  |
| 子育て〔拡充〕 |             | 250万円        | 25万円        |

※ カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

※ 対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除



## 〔子育て対応改修工事〕

- ① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ② 対面式キッチンへの交換工事
- ③ 開口部の防犯性を高める工事
- ④ 収納設備を増設する工事
- ⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ⑥ 間取り変更工事（一定のものに限る。）

※ 子育て世帯等：18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者

※ その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には、本特例は適用しない。

## 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

〔令和 8 年限りの措置として対応〕

- 子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子供を扶養する者が万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、生命保険料控除制度においても、こうしたニーズを踏まえた措置を講ずる必要。
- 所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠について、23歳未満の扶養親族を有する場合に、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せを行う。

### 〔現行〕

| 新生命保険料 | 一般  | 介護医療 | 個人年金 | 合計   |
|--------|-----|------|------|------|
| 適用限度額  | 4万円 | 4万円  | 4万円  | 12万円 |



### 〔拡充案〕

| 新生命保険料 |       | 一般         | 介護医療 | 個人年金 | 合計   |
|--------|-------|------------|------|------|------|
| 適用限度額  | 子育て世帯 | <b>6万円</b> | 4万円  | 4万円  | 12万円 |
|        | それ以外  | 4万円        | 4万円  | 4万円  | 12万円 |

（注） 子育て世帯：23歳未満の扶養親族を有する者

**【地域経済を支える中小企業の実施を後押しする税制】**

# 令和 7 年度税制改正大綱（令和 6 年12月20日決定）（抜粋）

自 由 民 主 党  
公 明 党

## 2. 地方創生や活力ある地域経済の実現

### （1）地域経済を支える中小企業の実現を後押しする税制等

中小企業は、雇用の 7 割を抱える、わが国にとって重要な経済主体であり、その健全な成長が地域経済の維持・発展のために不可欠であるが、小規模事業者やスタートアップ企業、さらには地域経済を牽引する企業や大きな成長力を有する企業など様々な態様がある。その中でも、売上高100億円を超えるような中小企業は、輸出や海外展開等により域外需要を獲得するとともに、域内調達により新たな需要を創出する地域の中核となる存在であり、そうした企業を育成することで、地域経済に好循環を生み出していくことが鍵となる。

そのため、売上高100億円超を目指す、成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行うことができるよう、中小企業経営強化税制を拡充し、対象設備に建物を加える。また、食品等事業者がワンストップで同税制を活用できる仕組みを構築する。同税制は、E B P M等の観点踏まえ、適用要件等の見直しを行った上で、中小企業投資促進税制とともに適用期限を 2 年延長する。

中小企業の800万円までの所得に適用される軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として講じられた時限措置である。今般、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、適用期限を 2 年延長するが、極めて所得が高い中小企業等については一定の見直しを行うとともに、特例税率が設けられた経緯等を踏まえ、次の適用期限の到来時に改めて検討する。

今回の特例税率の見直しの対象となる極めて所得が高い中小企業等の多数は、一定の要件の下で、中小企業経営強化税制の拡充措置を活用することができ、その場合、特例税率の見直しを大きく上回るメリットを受けることができる。こうした税制面での対応により、地域経済における前向きな投資を後押しする。

# 売上高100億円超を目指す中小企業への更なるインセンティブ措置

7 改正

- 地域経済の好循環を生み出していくため、売上高100億円超を目指す中小企業については、税制面でも、成長につながる前向きな取組を後押ししていくことが重要である。
- 具体的には、中小企業経営強化税制を拡充し、そうした企業が行う一定規模以上の設備投資について、インセンティブ措置を講ずる。

## 中小企業経営強化税制の拡充

【改正の内容：対象資産に建物追加】

＜経営規模拡大要件として追加される主なもの＞

- ・売上高100億円超を目指すこと
- ・売上成長率年平均10%以上を目指すこと
- ・投資期間中の賃上げを明確に示すこと
- ・投資規模が1億円以上又は売上高5%以上
- ・計画の認定申請の直前の売上高が10億円超90億円未満

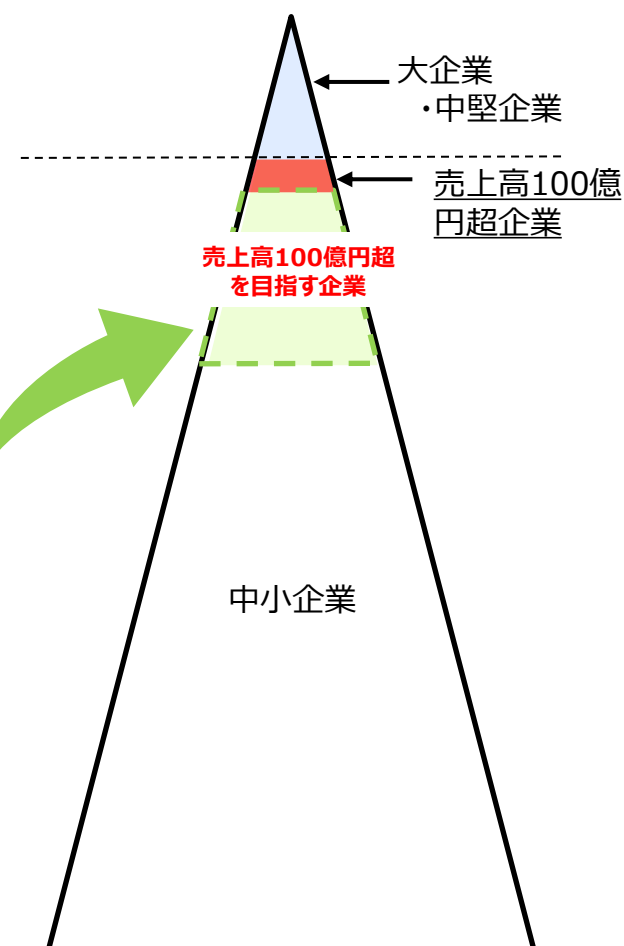
等

| 対象設備 | 賃上げ率   | 特別償却 | 税額控除 |
|------|--------|------|------|
| 建物追加 | 2.5%以上 | 15%  | 1%   |
|      | 5%以上   | 25%  | 2%   |

既存措置

一定以上の投資収益率の計画に係る設備投資

即時償却又は税額控除※



(※) 税額控除率は、10%（資本金3,000万円超の法人にあっては、7%）

(注1) 既存措置の対象設備は、機械装置、工具（A類型の場合には、測定工具又は検査工具に限る。）、ソフトウェア、器具備品、建物附属設備

(注2) 建物には、建物とあわせて取得するその附属設備を含む。

# 地域未来投資促進税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- **地域経済を牽引する企業の成長促進を通じた強靱な産業基盤の構築に向けて、地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置（特別償却50%又は税額控除5%）を追加する。**
- **適用期限を3年間延長し、令和9年度末(2027年度末)までとする。**

## 改正概要

【適用期限：令和9年度末(2027年度末)まで】※赤字が今回の新設箇所  
(下線は今回の主な改正箇所)

| 対象者          | 地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者                                                                                                                                                                                                                                               |                     |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 機械装置<br>器具備品 | 通常枠*2                                                                                                                                                                                                                                                              | 特別償却35%<br>又は税額控除4% |
|              | 通常枠の要件及び下記①を満たした上で、②、③、④のいずれかを満たす<br>① 労働生産性の伸び率5%*3以上かつ投資収益率5%以上<br>② 創出される付加価値額が1億円以上、かつ、直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上<br>③ 創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上<br>④ <u>創出される付加価値額が1億円以上、かつ、自治体が指定する地域の経済発展・成長に特に資する分野に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること</u> | 特別償却50%<br>又は税額控除5% |
|              | 中堅企業枠                                                                                                                                                                                                                                                              | 特別償却50%<br>又は税額控除6% |
| 建物、附属設備、構築物  | 特別償却20%/税額控除2%                                                                                                                                                                                                                                                     |                     |

## ＜地域経済の発展・成長に特に資する分野について＞

下記の①～③を満たす産業（※）を自治体が指定

※日本標準産業分類上の中分類ベースで確認・指定（3つまで）

※要件詳細については調整中

### ① 地域経済への波及効果

自治体におけるその産業の付加価値額の伸び率もしくは、その付加価値額の県内の総付加価値額に占める割合が一定以上であること

### ② 当該産業の成長性

自治体におけるその産業の売上高or就業者数or給与総額が一定以上伸びていること

### ③ 自治体の計画性

自治体において関連する産業ビジョンが定められていること

\*1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。

\*2 サプライチェーン類型について、廃止。

\*3 中小企業者については労働生産性の伸び率が4%以上とする。

## (参考) 自治体の特定産業への政策資源の集中を通じた地域の産業基盤の強靱化のイメージ

- 地方公共団体において、特定の産業分野に限定した独自の産業振興ビジョンを立て、政策資源を注力したことで、関連製品の製造額や関連企業数等の増加につながった事例も多い。
- 強靱な産業基盤の構築に向けて、地域経済の実情に応じた産業の発展・成長を後押しする必要。

### <富山県：医薬品産業>

江戸時代中期から続く「薬屋」産業集積（県内工業生産の約17%）を背景に、県内高等教育機関における人材育成や県独自の研究開発強化、情報発信強化によるブランディングを推進。



富山県「くすりの富山県」に基づき経済産業省にて作成

### <徳島県：LED産業>

グローバルで高シェアを有する県内企業の優位性を活用し、2005年に「LEDバレイ構想」を策定。以来、産学官一体での地域ブランド化を推進し、戦略的企業誘致を実現。



徳島県LEDバレイ構想推進協議会「徳島県LEDバレイ構想・ワールドステージ 行動計画」等を参考に経済産業省にて作成

## 中小企業投資促進税制の延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における設備投資を後押しするため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

- 人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、適用期限を2年間延長する。

### 改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

|      |                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等）</li> <li>・ 従業員数1,000人以下の個人事業主</li> </ul>                                                                                                                                     |
| 対象業種 | <p>製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業</p> <p>※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く</p> |
| 対象設備 | ・ 機械及び装置【1台160万円以上】                                                                                                                                                                                                                                        |
|      | ・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】                                                                                                                                                                                                               |
|      | <p>・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】</p> <p>※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く</p>                                                                                                                                                         |
|      | <p>・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）</p> <p>・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）</p>                                                                                                                                                                                                    |

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外

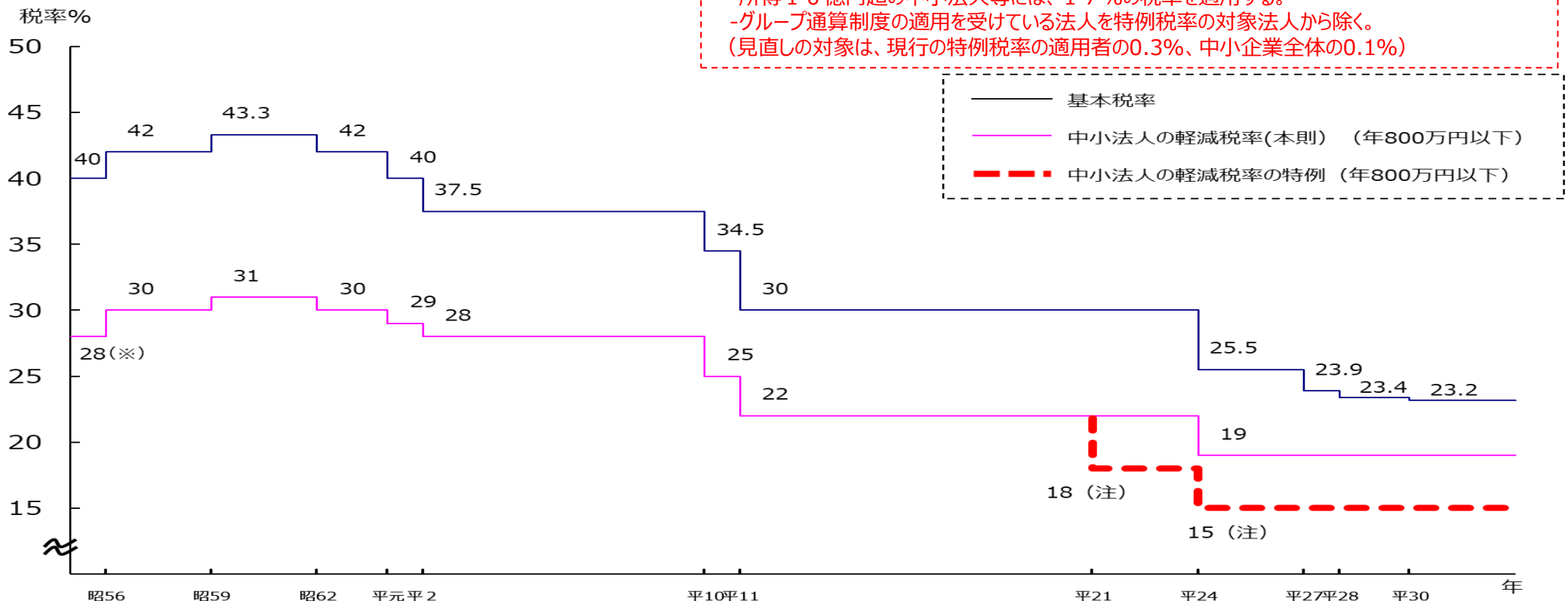
※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

# 中小法人等の軽減税率の特例の延長等

7 改正

- 賃上げや物価高への対応に迫られている中小企業の状況を踏まえ、極めて所得が高い中小企業等についてのみ見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。
- リーマン・ショックの際の経済対策として時限的に設けられた措置であること等を踏まえ、次の適用期限の到来時に改めて検討する。

## ○ 法人税率の推移



(注) 中小法人の軽減税率の特例(年800万円以下)について、平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する各事業年度は18%、平成24年4月1日に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については経過措置として18%、平成24年4月1日から令和9年3月31日の間に開始する各事業年度は15%。  
 (※) 昭和56年3月31日の間に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。

## 中小企業者等の法人税率の特例の延長等 (法人税・法人住民税)

延長等

- 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、19%から15%に軽減されているところ (※)、資金繰り負担を緩和し、財務基盤を強化するため、**適用期限を2年間延長する。**

※ 単年所得10億円超の中小企業者等の税率については、19%から17%に軽減する。

### 改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている（本則）。
- 当該税率を、令和9年(2027年)3月31日までの時限的な措置として、単年所得10億円以下の中小法人においては、更に15%に軽減（租税特別措置）。

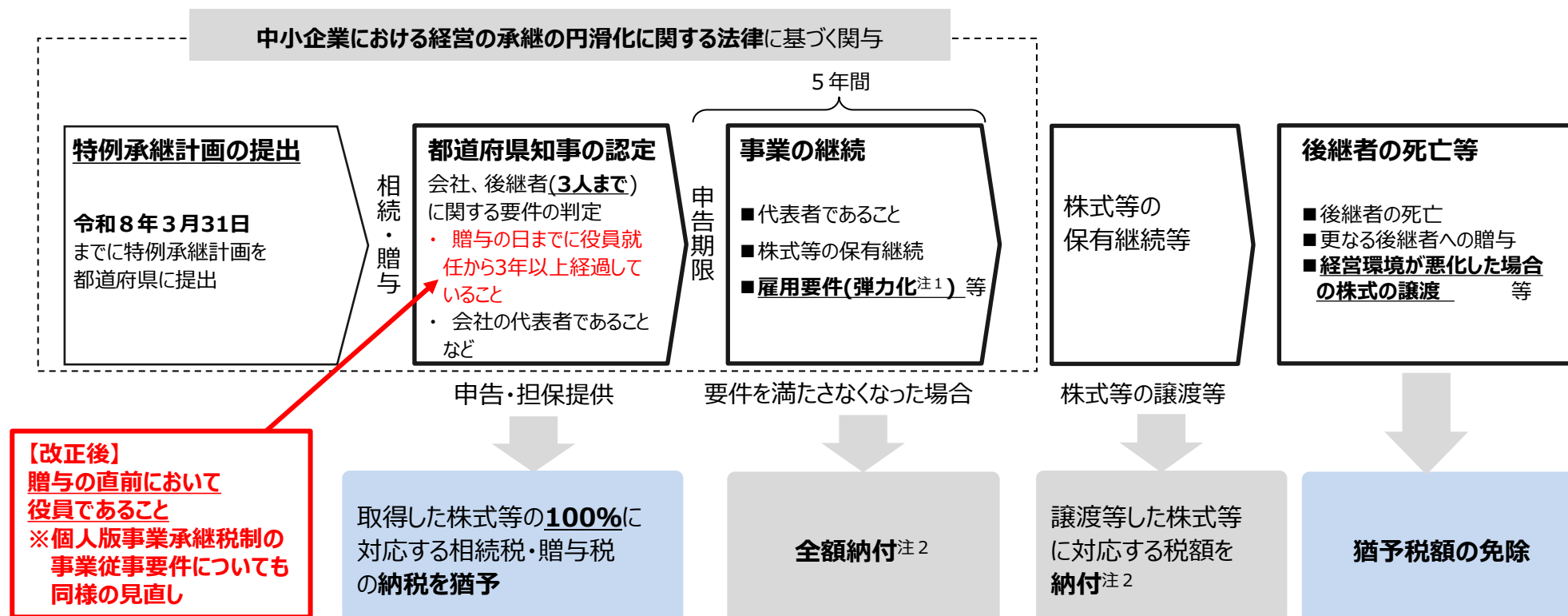
| 対象                    | 本則税率                                        |            | 租特税率       |
|-----------------------|---------------------------------------------|------------|------------|
| 大法人<br>(資本金1億円超の法人)   | 所得区分なし                                      | 23.2%      | —          |
| 中小法人<br>(資本金1億円以下の法人) | 年800万円超の所得金額                                | 23.2%      | —          |
|                       | 年800万円以下の所得金額<br>※ <u>所得10億円以下の中小法人</u> の場合 | <u>19%</u> | <u>15%</u> |
|                       | 年800万円以下の所得金額<br>※ <u>所得10億円超の中小法人</u> の場合  | <u>19%</u> | <u>17%</u> |

※過去3年平均で所得15億円超の中小企業が本措置の対象外となる基準（所得基準）は引き続き維持。

※適用対象法人の範囲から、通算法人を除外する。

# 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版 事業承継税制）

- 中小企業の経営者の死亡に伴う株式の分散の防止や相続時の税負担に対応することで、事業承継の円滑化を通じた雇用の確保、地域経済活力の維持や生前贈与による事業承継を促進する観点から、  
中小企業の先代経営者から 後継者がその会社の非上場株式等を相続・贈与により取得した場合には、その非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税を猶予（後継者の死亡等の場合に免除）
- 平成30年1月～令和9年末までの10年間の特例措置として、従来の制度を抜本拡充



※下線部は、10年間の特例措置で拡充されている部分

(注1) 経営状況の悪化等を理由に、5年間の平均が8割を満たせなかった場合には、認定支援機関の指導助言を受けることが必要となる。

(注2) 猶予税額の納付に併せて利子税を納付。利子税の割合（措置法の特例適用後）は、現在年0.4%。

(参考) 本措置を利用した場合、当初の5年間は毎年、5年経過後は3年に1回、継続届出書を税務署へ提出することとされている。

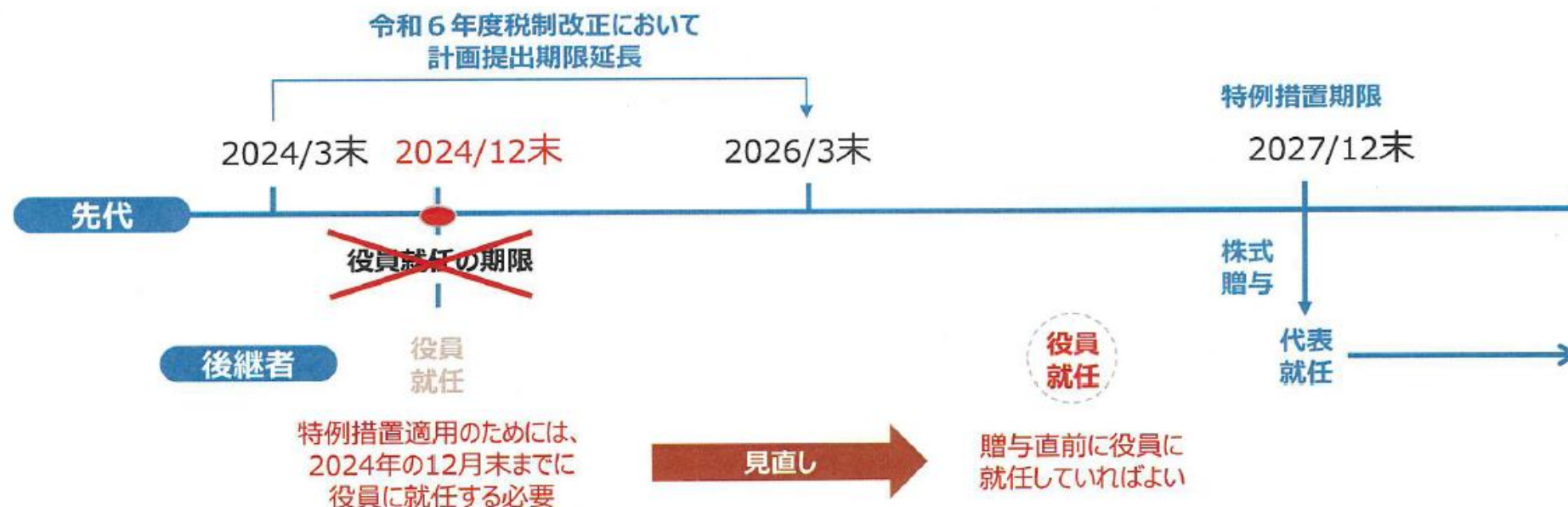
# 法人版・個人版事業承継税制における役員就任要件等の見直し (相続税・贈与税)

見直し

- 事業承継税制の特例措置期限までの間に、同税制の最大限の活用を図る観点から、「事業承継税制が適用されるためには、株式贈与日に**後継者が役員**（取締役、監査役又は会計参与）**に就任後3年以上経過している必要がある**」という**役員就任期間を特例措置に限り事実上撤廃**。
- 事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

## 改正概要

【適用期限：法人版：令和9年(2027年)12月末、個人版：令和10年(2028年)12月末】



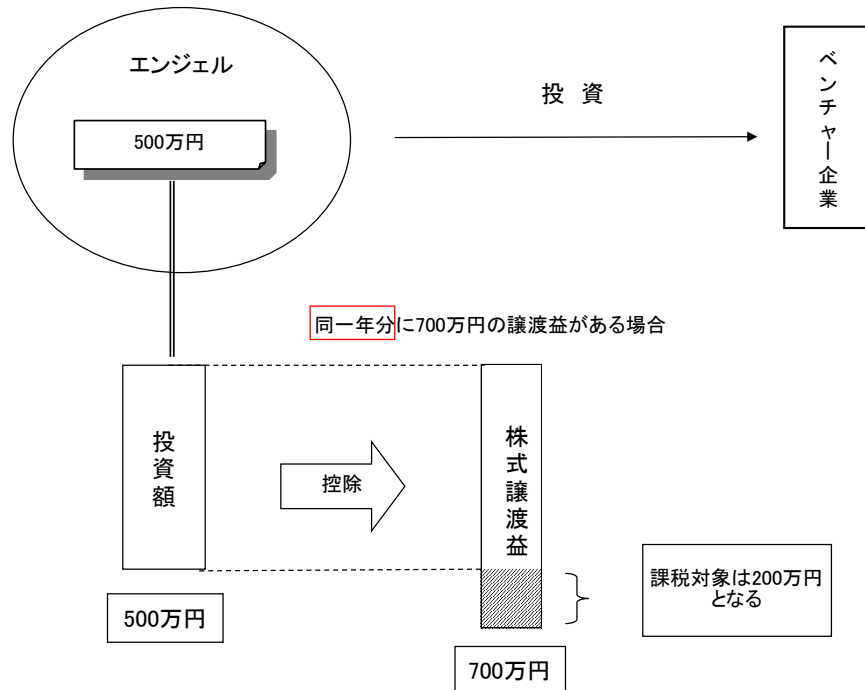
※ 個人版事業承継税制については、2028/12末までの適用期限の3年前となる2025/12末までに後継者が事業に従事する必要があったが、今般の見直しにより、贈与直前に事業に従事していればよい。

**【スタートアップへの投資促進や「資産運用立国」  
の実現に向けた環境整備】**

# エンジェル税制の概要

R 7 改正以前

## 1、投資段階の優遇

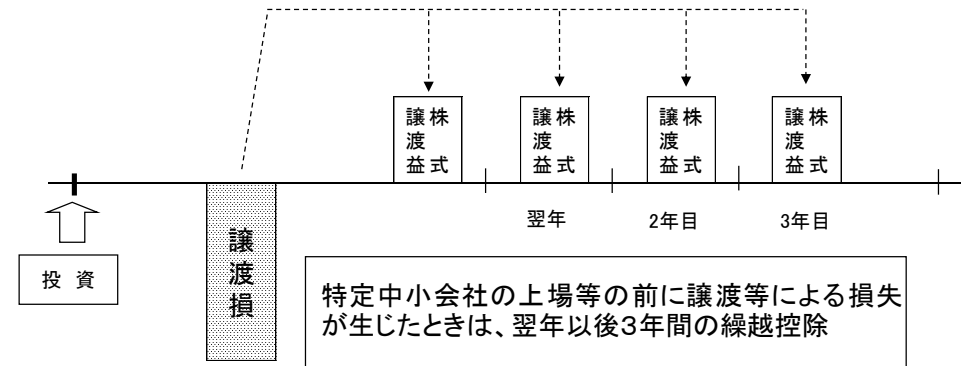


特定中小会社への投資額について、**同一年分**の株式譲渡益から控除

※1 取得した特定中小会社の株式の取得価額は、上記控除額をその取得に要した額から差し引いた額とする。(課税の繰延)

※2 設立の日以後の期間が5年未満等の要件を満たすプレシード・シード期の特定中小会社の株式については、その取得価額の計算上、上記控除額を差し引かない。(上限:20億円)

## 2、ベンチャー企業が事業に失敗し、損失が生じた場合の優遇



### 特定中小会社の範囲

- ① 中小企業等経営強化法の特定新規中小企業者である株式会社
- ② ベンチャー企業の成長性を見極めることができるものとして経済産業大臣の認定を受けた投資事業有限責任組合又は第一種少額電子募集取扱業を行う者を通じて投資がされる株式会社
- ③ 沖縄振興特別措置法に規定する経済金融活性化特区の指定会社  
(指定期限:平成26年4月1日から令和7年3月31日まで)

※ 設立の日以後の期間が1年未満等の要件を満たす上記①の特定中小会社の株式を一定の発起人が取得した場合におけるその株式についても、上記の措置の対象となる。

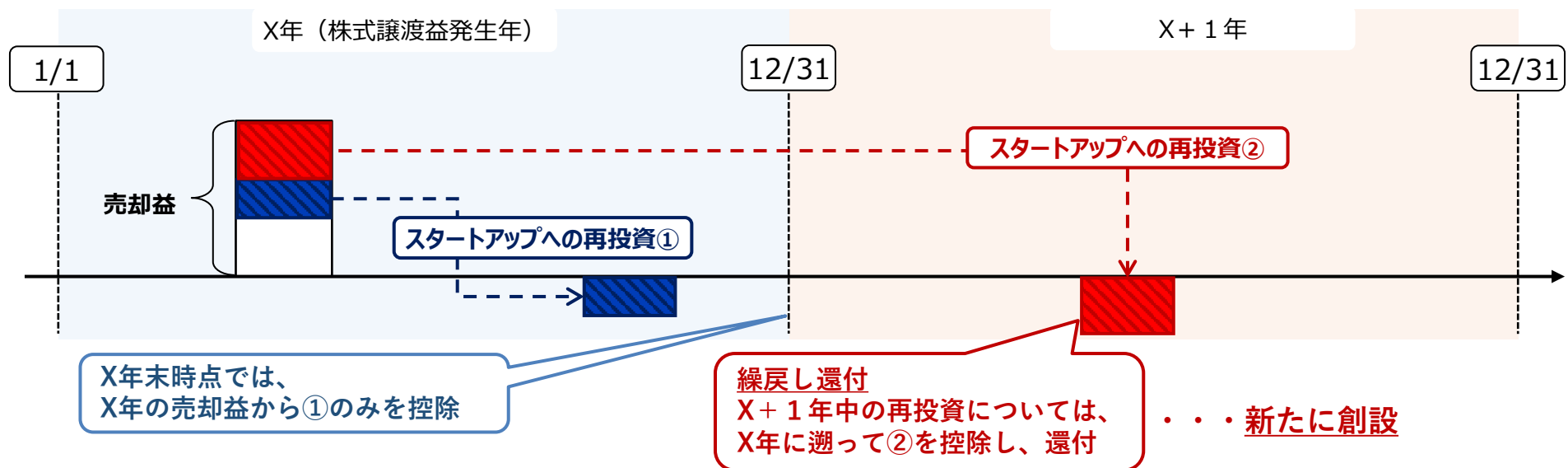
## エンジェル税制の拡充：再投資期間の延長

### 【課題】

- 令和5年度改正で、株式譲渡益を元手にしたスタートアップへの再投資等に対する非課税措置を創設。
- しかし、再投資等に対する優遇措置の適用を受けるには、株式譲渡益発生年内（最大1年間）にスタートアップへの再投資等を行う必要があったが、最大1年間という再投資期間では新たな再投資先を見つけることは困難であるという課題があった。

### 【対応】

- 譲渡益発生年の翌年にスタートアップ投資等を行った場合に、譲渡益発生年に遡って投資額に相当する金額を譲渡益から控除する繰戻し還付制度を創設し、再投資期間を延長する。
- 繰戻し還付制度は、暦年課税の例外となる異例の措置であるが、事業リスクが高く、資金調達環境が極めて厳しい状況にある創業初期のスタートアップに限った支援として措置するもの。



# NISA制度(少額投資非課税制度)の抜本的拡充・恒久化(令和5年度改正)

R 7 改正以前

【～令和5年】

|          | つみたてNISA                                                      | いずれかを選択 | 一般NISA                   |
|----------|---------------------------------------------------------------|---------|--------------------------|
| 年間の投資上限額 | 40 万円                                                         |         | 120 万円                   |
| 非課税保有期間  | 20 年間                                                         |         | 5 年間                     |
| 口座開設可能期間 | 平成30年(2018年)～令和24年(2042年)                                     |         | 平成26年(2014年)～令和5年(2023年) |
| 投資対象商品   | 積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託<br>(商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る) |         | 上場株式・公募等株式投資信託等          |
| 投資方法     | 契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資                                          |         | 制限なし                     |



【令和6年～】

|                                  | つみたて投資枠                                                       | 併用可                           | 成長投資枠                                                                                                                   |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年間の投資上限額                         | 120 万円                                                        |                               | 240 万円                                                                                                                  |
| 非課税保有期間 <sup>(注1)</sup>          | 制限なし(無期限化)                                                    |                               | 同左                                                                                                                      |
| 非課税保有限度額 <sup>(注2)</sup><br>(総枠) |                                                               | 1,800 万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能) | 1,200 万円(内数)                                                                                                            |
| 口座開設可能期間                         | 制限なし(恒久化)                                                     |                               | 同左                                                                                                                      |
| 投資対象商品                           | 積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託<br>(商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る) |                               | 上場株式・公募等株式投資信託等 <sup>(注3)</sup><br><div> ※安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点から、<br/> 高レバレッジ投資信託などの商品<sup>(注4)</sup>を対象から除外 </div> |
| 投資方法                             | 契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資                                          |                               | 制限なし                                                                                                                    |
| つみたてNISA及び一般NISAとの関係             | 令和5年末までにつみたてNISA及び一般NISAにおいて投資した商品は、<br>新しい制度の外枠で、非課税措置を適用    |                               |                                                                                                                         |

(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、つみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保。

(注2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から既存の認定クラウドを活用して提出された情報を国税庁において管理。

(注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施。

(注4) 高レバレッジ投資信託などの商品とは、投資信託の受益権等で、一定の目的以外でデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用を行うこととされているもの等をいう。

# NISAの更なる利便性向上

## つみたて投資枠の対象ETFの要件見直し

### 【現状】

- 現行制度では、NISAのつみたて投資枠の対象ETFには、**最低取引単位が1,000円以下**という要件（※）があり、また、**定額購入方式のみ**が認められている。  
（※）旧つみたてNISA創設時に、年間投資枠が40万円であること（毎月購入の場合、月約3.3万円）を踏まえ、少額で購入可能なETFの増加を企図して導入した要件
- 他方で、最低取引単位要件を売買単位当たりの価格（市場価格）で満たす商品が存在せず、また、市場価格が変動するため毎月定額の購入契約には不向き（売買単位未満の取引を可能とするために証券会社でシステム構築等が必要）である等の理由により、**つみたて投資枠での普及が進んでいない**。

### 【見直しの内容】

- **定額購入方式における最低取引単位の引上げ**

＜現行制度＞

最低取引単位  
1,000円以下

引上げ

＜見直し後＞

最低取引単位  
**10,000円**以下

- **指定金額内の最大口数での買付け方式の導入**

＜現行制度＞

定額購入方式のみ  
（例、毎月●円分購入）

＜見直し後＞

**最大口数買付け方式も可に**  
（例、毎月●円以内で購入できる  
最大口数を購入）

現行の最低取引単位要件に代えて、市場価格をベースとした要件（届出前1ヶ月間の平均及び届出前営業日で10,000円以下等）を適用

## その他の主な改正項目

- **NISAの金融機関変更時の即日での買付け**
- **ジュニアNISA口座のみなし廃止**

## ◆ NISAの利便性向上等〔金融庁〕

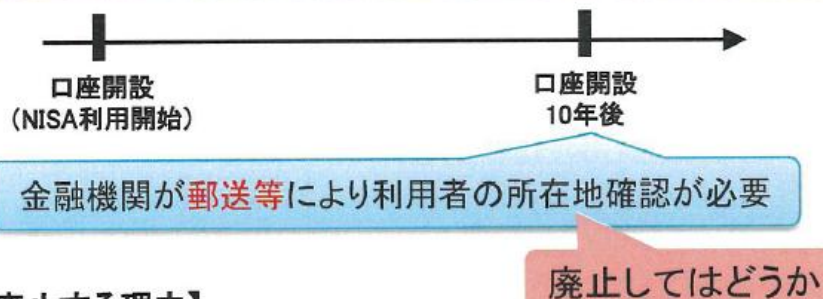
### 【現状及び問題点】

- 2024年1月から新しいNISAが開始され、2024年6月末時点でNISA口座数が約2,428万口座、買付額は約45兆円となるなど、NISAは国民の安定的な資産形成の手段の一つとして受け入れられつつある。
- 国民の安定的な資産形成を引き続き支援していくため、**NISAに関する手続の更なる簡素化・合理化や対象商品(ETF)の要件の見直しなど**に取り組み、利便性の向上を図る必要。

#### ◎ 口座開設10年後の所在地確認の廃止

##### 【大綱の概要】

NISA口座の開設後10年経過時等に金融機関が行う顧客の所在地等の確認については、金融機関の負担にも配慮しつつ、資格のない者による取引が行われないよう実効性のある代替策の検討を含め、そのあり方の検討を行う。



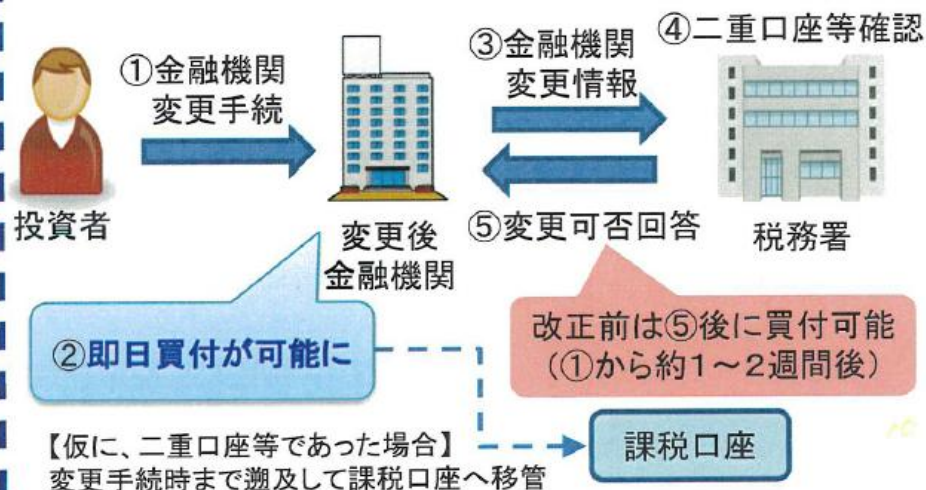
##### 【廃止する理由】

- ・ 死亡・転居があった場合には、顧客に**届出義務**
- ・ 海外出国者等を捕捉する目的に比して、投資家や金融機関に**過度な負担**
- ・ 確認が取れない場合は新規買付ができなくなり、**国民の安定的な資産形成を阻害**

#### ◎ 金融機関変更時の即日買付

##### 【大綱の概要】

NISA口座(勘定)は、金融機関変更手続の実施日に設けられることとし、**即日買付を可能**とする。  
仮に二重口座等であった場合には、変更手続時まで遡って課税口座(特定口座又は一般口座)へ移管。



## 【新たな国際課税ルールへの対応】

## 国際課税に関するOECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」 2本の柱について

- 市場国に物理的拠点（PE：Permanent Establishment）を置かずにビジネスを行う企業の増加
  - 現在の国際課税原則「PEなくして課税なし」の下で、市場国で課税が行えない問題が顕在化。
- 低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き
  - 法人税の継続的な引下げにより各国の法人税収基盤が弱体化。
  - 税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。

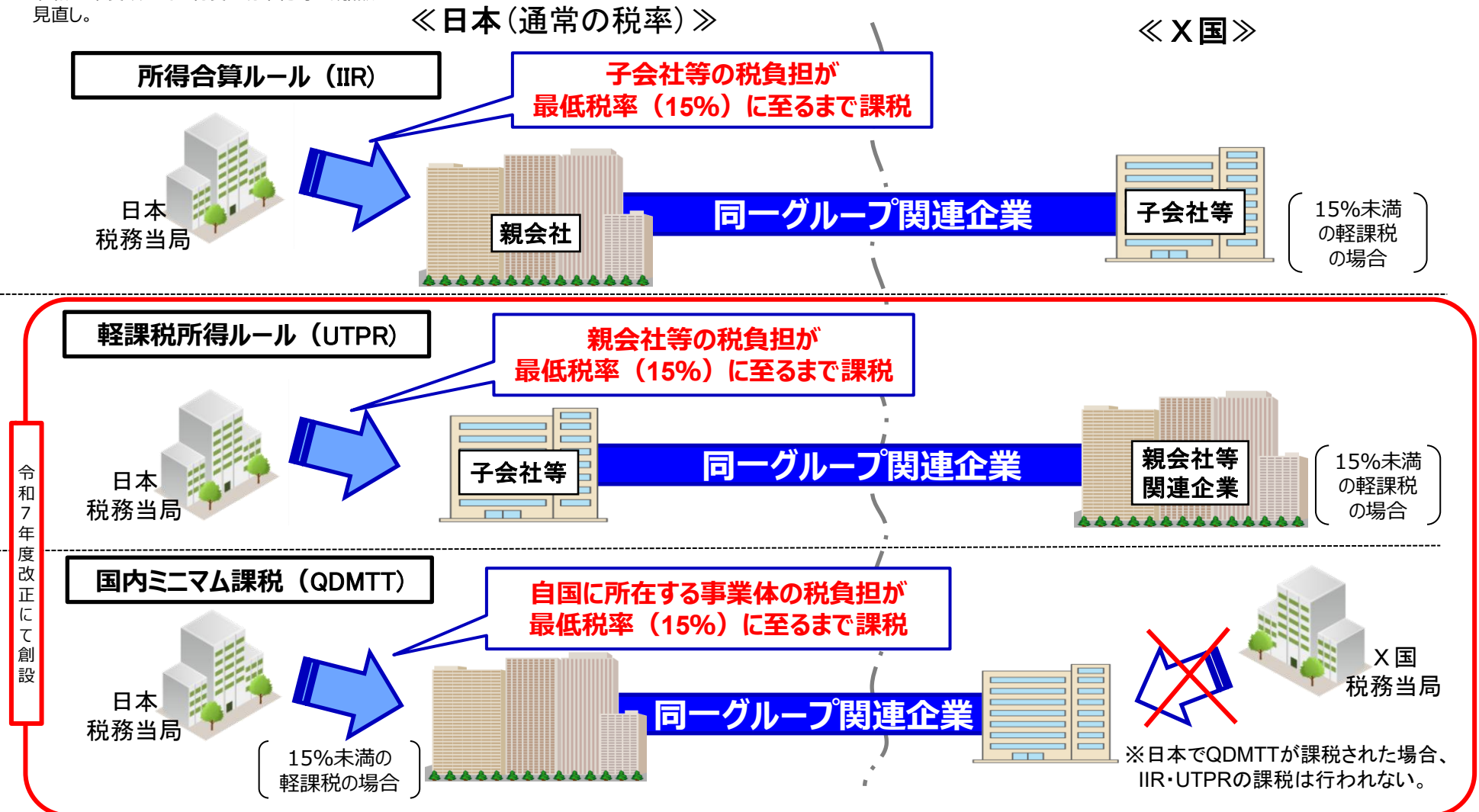
### 経緯

- OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」（現在は147か国・地域が参加）において議論が進められ、2021年10月、2本の柱の解決策（※）に合意。  
（※）「第1の柱」（市場国への新たな課税権の配分）及び  
「第2の柱」（グローバル・ミニマム課税）により構成。
- 2021年12月、グローバル・ミニマム課税のモデルルールを公表。その後、コメンタリー、ガイダンスを順次公表。国内法での対応が求められており、各国において法制化が進行中。  
※日本においては、所得合算ルール（IIR）を法制化済。軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）についても法制化
- 2023年7月、交渉成果をアウトカム・ステートメントとして公表（142か国・地域が合意）。
- 2023年10月、「第1の柱」の多数国間条約の案文を公表。  
早期署名開放を目指し、移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化（利益B）とパッケージで交渉。

## 第2の柱（グローバル・ミニマム課税）

- 年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,208億円）以上の多国籍企業が対象。一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み。

※ 令和5年度改正にて創設。  
令和7年度改正でも制度の明確化等の観点から見直し。



# 外国子会社合算税制の見直し

- グローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）について、軽課税所得ルール（UTPR）/国内ミニマム課税（QDMTT）の導入等により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和5年度及び令和6年度に引き続き、令和7年度税制改正においても見直しを行う。

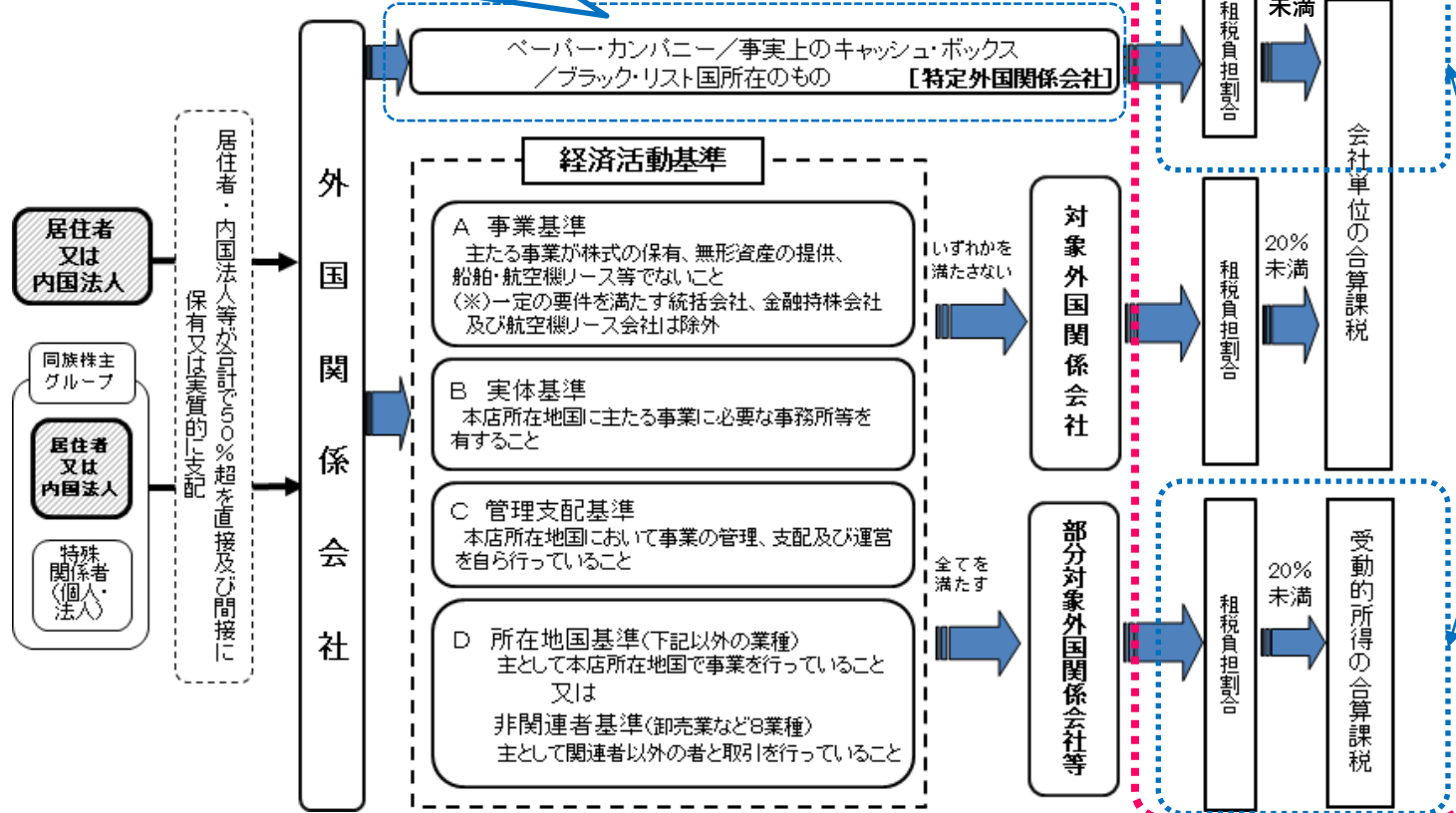
## 【令和6年度改正事項】

ペーパーカンパニー特例の要件のうち「収入割合要件」について、外国関係会社の収入がゼロの場合には満たすことができなかった点を改正により見直し。

収入がゼロの場合に必要な租税負担割合の計算と、そのため情報収集等の作業に係る事務負担が軽減

## 【令和7年度改正事項】

- ① 外国関係会社に係る所得の合算時期の見直し  
外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から「2月を経過する日」→「4月を経過する日」。
- ② 書類添付・保存義務の緩和：一定の書類を添付・保存義務の対象から除外  
→12月決算の外国子会社を持つ3月決算親会社において、所得合算から申告までの間に十分な期間が確保され、申告準備に係る事務負担が分散・軽減される（①）とともに、添付書類作成に係る情報収集等の作業に係る事務負担が軽減（②）。



## 【令和5年度改正事項】

- ① 適用免除要件である租税負担割合の閾値引下げ  
30%→27%  
租税負担割合の確認が必要な外国子会社数が減少
- ② 合算金額がないなどの一定の部分対象外国関係会社について、書類添付義務を保存義務に緩和
- ③ 書類添付義務を課されている外国関係会社に関する書類の記載内容を一部見直し  
添付書類の作成等に係る事務負担が軽減

# 合算時期の見直し

外国子会社合算税制における外国関係会社に係る課税対象金額等の合算時期について、その外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から4月(改正前:2月)を経過する日を含む内国法人の事業年度とされた(措法66の6①)。

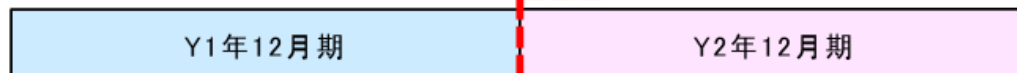
(令和7年4月1日以後開始事業年度の課税対象金額等から適用)

改正前

日本親会社  
(3月決算)



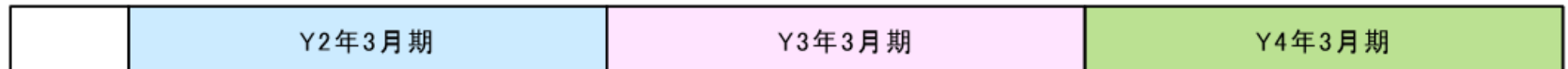
外国関係会社  
(12月決算)



外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から  
**2か月**を経過する日を含む事業年度に合算

改正後

日本親会社  
(3月決算)



外国関係会社  
(12月決算)



外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から  
**4か月**を経過する日を含む事業年度に合算



## 【外国人旅行者向け免税制度の見直し】

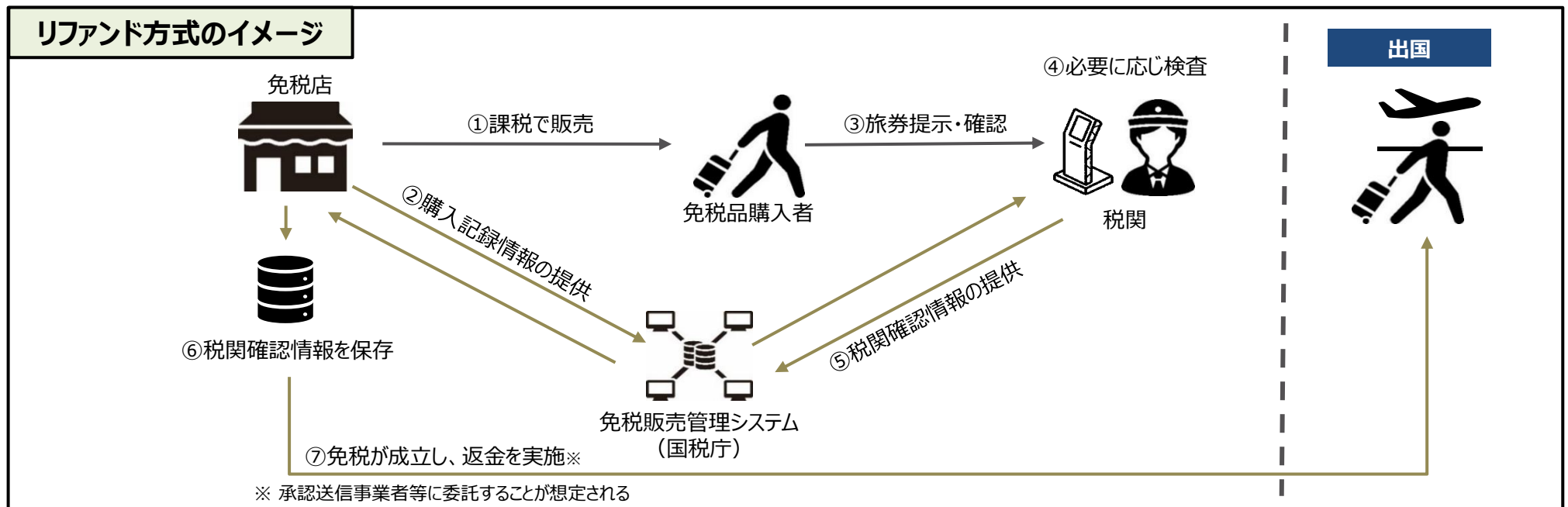
## 外国人旅行者向け免税制度の見直し

- 免税購入品の国内での横流し等の不正に対応するため、課税で販売し、事後的に消費税相当額を返金する「リファンド方式」に見直す方針を令和 6 年度税制改正大綱で決定し、今般の令和 7 年度税制改正大綱において詳細を確定。
- 新制度は、令和 8 年11月 1 日から適用を開始。

## ◆ 令和7年度税制改正大綱（抜粋）

消費税の外国人旅行者向け免税制度については、不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、令和 6 年度税制改正大綱で示された方針を踏まえ、出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直す。

その上で、本免税制度を引き続きインバウンド消費の拡大に向けた重要な政策ツールとして活用するため、**外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減の観点から、一般物品と消耗品の区分や消耗品の購入上限額及び特殊包装を廃止**するとともに、免税店が販売する際に「**通常生活の用に供するもの**」であるか否かの判断を不要とする等の措置を講ずる。また、新方式の施行に当たっては、空港等の混雑防止確保の観点から必要な環境整備等を行うほか、関係省庁において、業界団体等とも連携しつつ周知・広報を行う。

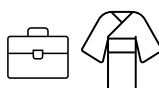
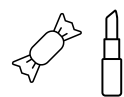


## リファンド方式への見直しに伴う免税販売要件の見直し等

- 現行制度においては、国内での横流しを防止する観点から、免税販売に係る各種要件を定めている。
- リファンド方式においては、税関で持ち出し確認が行われるため、免税店の事務負担軽減、外国人旅行者の利便性向上といった観点から、これらの要件の見直しを行う。

### ■ 免税販売要件の見直し

(注) 令和8年11月1日から適用する。ただし、別送の取扱いは、令和7年4月1日に廃止する。

| 種別                                                                                            | 免税対象限度額          | 特殊包装<br>※ 開封判別のできる方法による包装 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------------------------|
|  <b>一般物品</b> | 5千円～             | 不要                        |
|  <b>消耗品</b>  | 5千円～ <b>50万円</b> | <b>必要</b>                 |

一般物品と消耗品の区分を撤廃

消耗品の上限額（50万円）を撤廃

特殊包装を撤廃

※ 区分撤廃に伴い、下限額も区分せずに判定することとなる。

### ■ 通常生活の用に供するか否かの判断

- ・ 免税店で販売する際に、現在要件とされている「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断を不要とする。

### ■ 免税成立時期の明確化

- ・ 旅行者は、購入から90日以内に税関の持ち出し確認を受けなければならないこととする。

### ■ 制度の適正な運用のための措置

- ・ 購入した免税品を郵便局等から国外へ別送した場合、税関は、その送り状等により持ち出し確認を行っている。この取扱いが不正に多用されていることを踏まえ、免税品の別送を認める取扱いを廃止することとする。免税店から直接海外に配送する直送制度の仕組みは、引き続き存置する。

※ 上記に加え、在外邦人の確認要件や免税店の許可要件の緩和等のための、所要の措置を講ずることとする。



## 【防衛力強化に係る財源確保のための税制措置】

# 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

## 法人税

- ・ 法人税額に対し、税率 4 % の新たな付加税として、防衛特別法人税（仮称）を課す。
- ・ 防衛特別法人税は、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。
- ・ 課税標準となる法人税額から 500 万円を控除する。

・ 中小企業では所得 **2,400 万円** 程度まで、付加税が課されない  
・ 全法人の **94%** が対象外

## 所得税

- ・ 所得税については、令和 5 年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、いわゆる「103 万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討する。

## たばこ税

- ・ 令和 8 年 4 月から実施する加熱式たばこの課税の適正化については、消費者への影響に鑑み、2 段階（令和 8 年 4 月及び令和 8 年 10 月）で実施することとする。
- ・ 国のたばこ税率は、令和 9 年 4 月、令和 10 年 4 月及び令和 11 年 4 月にそれぞれ 0.5 円／1 本、引き上げることとする。

# 令和5年度税制改正大綱(抄)

令和4年12月16日  
自由民主党  
公明党

## 第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

### 6. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和9年度において、1兆円強を確保する。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講ずる。

#### ① 法人税

法人税額に対し、税率4～4.5%の新たな付加税を課す。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとする。

#### ② 所得税

所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課す。現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする。（筆者注：復興特別所得税は、平成25年から令和19年まで2.1%の付加税）

廃炉、特定復興再生拠点区域の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた具体的な取組みや福島国際研究教育機構の構築など息の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保することとする。

#### ③ たばこ税

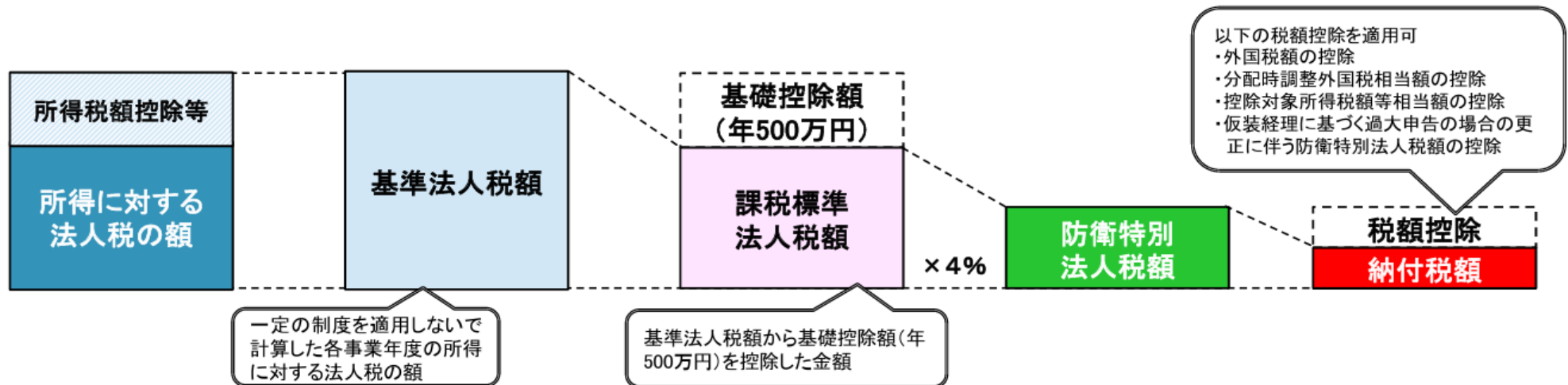
3円／1本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。

以上の措置の施行時期は、令和6年以降の適切な時期とする。

## 防衛特別法人税の概要

- ① 納税義務者＝各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務がある(防確法8)。
- ② 課税の範囲＝各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税が課される(防確法9)。
- ③ 課税事業年度＝**令和8年4月1日以後**に開始する各事業年度が課税事業年度となる(防確法11)。
- ④ 税額の計算防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額(各課税事業年度の基準法人税額から**年500万円の基礎控除額を控除した金額**)に**4%の税率**を乗じて計算した金額となる(防確法14①、15)(**計算の結果、納税額が生じない場合であっても、申告義務は失われないため、いわゆる零申告が必要となる。**)。
- ⑤ 申告
  - a. 各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければならない(防確法21)(中間申告の改正は、令和9年4月1日以後に開始する課税事業年度から適用)。
  - b. 防衛特別法人税確定申告書は、原則として、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない(防確法25)(**防衛特別法人税の申告書は、法人税及び地方法人税の申告書別表に防衛特別法人税の欄が追加される予定**)。

# 防衛特別法人税の計算イメージ



(注) 基準法人税額の計算の際に適用しないこととされる一定の制度とは、所得税額の控除(法68)、外国税額の控除(法69)、分配時調整外国税相当額の控除(法69の2)、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除(法70)、戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除(措法42の12の6⑥⑦)、同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算(措法42の14①④)及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除(措法66の7④、66の9の3③)をいう(防確法10一)。

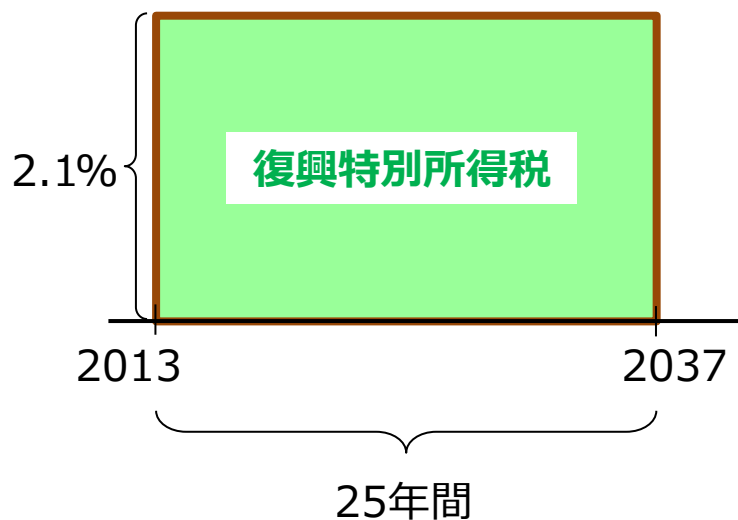
## 復興特別所得税のイメージ

引き続き検討

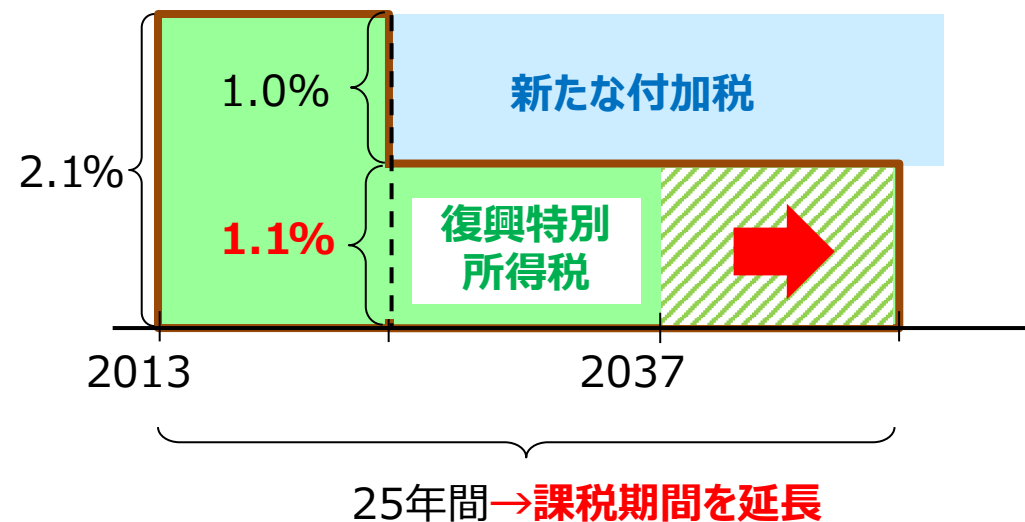
### 令和5年度税制改正大綱

所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課す。現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする。

#### 【現行】



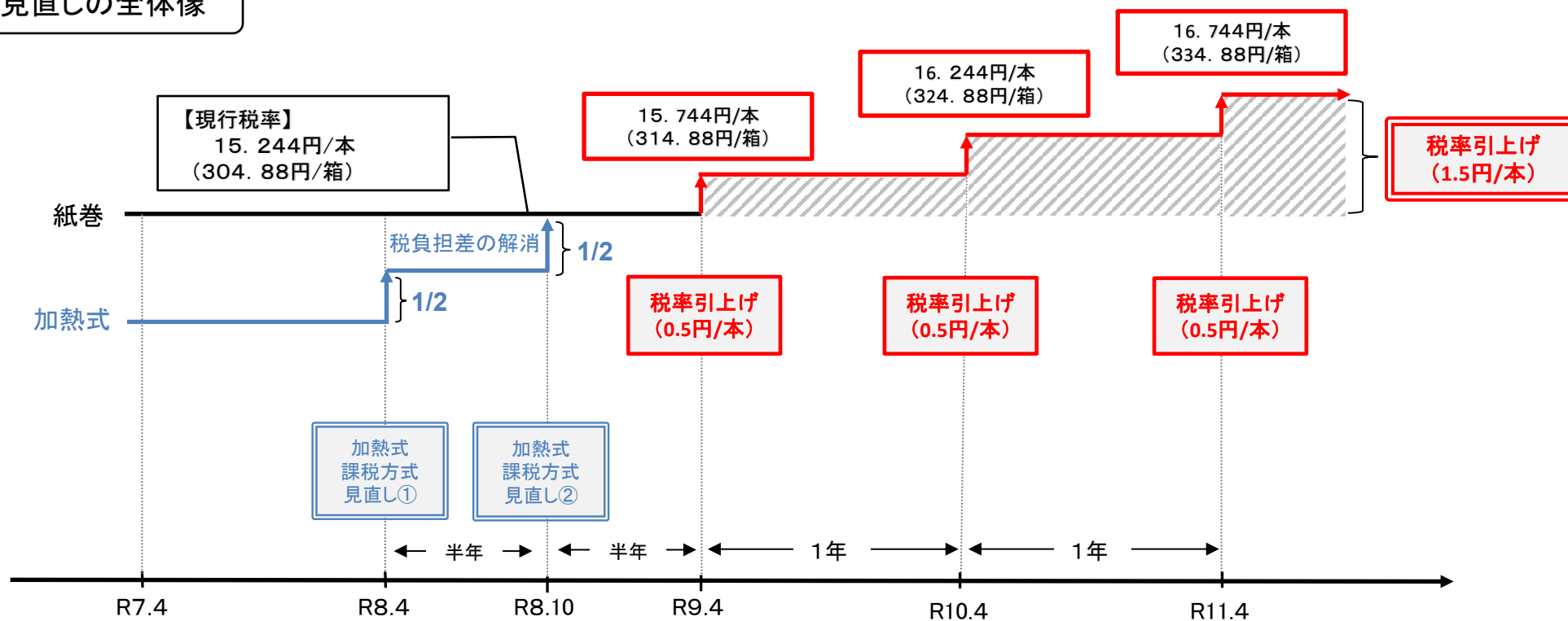
#### 【イメージ】



## 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置(たばこ税)(令和7年度改正)

- 加熱式たばこについて、紙巻たばこの間の税負担差を解消するため、課税方式の適正化を行う。
- 加熱式たばこの課税方式の適正化については、消費者への影響に鑑み、令和8年4月及び同年10月の2段階で実施する。
- その上で、国のたばこ税の税率を、予見可能性を確保する観点も踏まえて、令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月にそれぞれ0.5円／1本ずつ3段階で引き上げる。

### 見直しの全体像



(備考) 上記の税率は、国税であるたばこ税及びたばこ特別税、地方税である道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額であるが、税率引上げは国税のみ。



## 【納税環境整備】

# デジタルデータによるシームレスな処理に資するための電子取引データの保存制度の見直し(令和7年度改正)

## 【電子取引データの保存制度の概要】

- 申告所得税、法人税及び消費税における電子取引を行った場合には、一定の要件に従って、その電子取引データを送受信・保存しなければならない。
- 複製・改ざん行為が容易である等の特性に鑑みて、その電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税を10%加重（注1）。

## 【改正の概要（令和9年1月1日以後適用）】

- 請求書等が、データ連携に適したデジタルデータで送受信される場合に、その保存及び処理を自動化するシステムが流通している。
- こうしたシステムを使用して送受信されたデジタルデータ（電子取引データ）は、事業者の事務負担の軽減等だけでなく、税務の観点からもその保存及び処理の適正性が確保されたものと認められるため、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、以下の要件を満たして送受信・保存（新設する送受信・保存）を行う場合のその電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税の10%加重の適用対象から除外する。

### 新設する送受信・保存の要件（注2、3）

|                   |                                                                                                                                                |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I 電子取引データの改ざん防止要件 | ① データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。【改ざん防止の確保】                                                                                    |
| II 適正記帳のための要件     | ② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと（又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと）【記帳の適正性確保】<br>③ 電子取引データ（注4）と電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと【電子帳簿との相互関連性確保】 |

（注1）上記の加重措置について、適用対象を明確化する運用上の対応を行う。

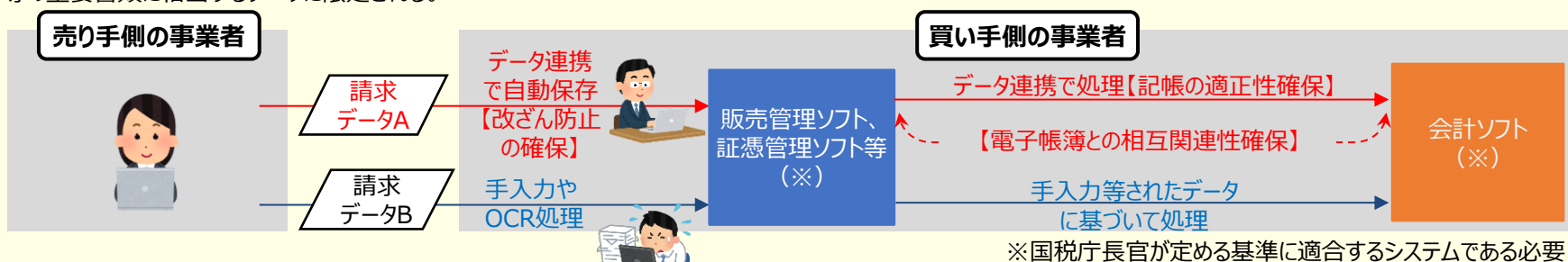
（注2）新設する送受信・保存については、保存義務者において、上記の保存要件を満たしていることを確認できるようにしておく必要があり、あらかじめ届出が必要。

（注3）電子取引データの送受信・保存にあたっては、上記のほか、「見読可能装置の備付け」、「システムの概要書の備付け」及び「検索機能の確保」といった要件を満たす必要がある。

（注4）請求書・納品書等の重要書類に相当するデータに限定される。

## 【適用イメージ】

請求データAは、重加算税の加重を適用しない。



## 【青色申告特別控除の概要】

|     | 正規の簿記の原則に従い記録している者 | 左記に加え、<br>(1)優良な電子帳簿の保存又は(2)電子申告をしている者 |
|-----|--------------------|----------------------------------------|
| 控除額 | 55万円               | 65万円                                   |

## 【改正の概要（令和9年1月1日以後適用）】

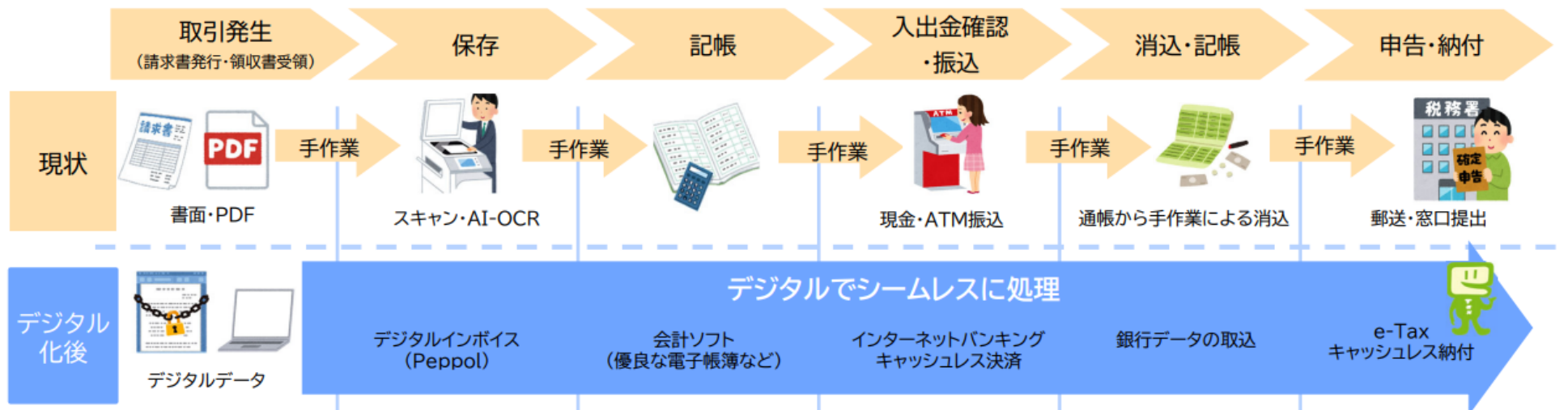
- 上記の改正後は、左記の青色申告特別控除65万円については、(1)又は(2)のほか、上記の要件を満たすシステムを使用した上で、実際にその要件を満たし得る電子取引データを要件に沿って保存している者（一定の電子帳簿を保存している者に限る）に適用できることとする。

# 国税庁が目指す方向性

## ～取引から会計・税務までのデジタル化(デジタルシームレス)の普及～

- 事業者の方が日頃行う事務処理について、①請求や決済のやり取りがデジタルデータで行われ、②当該データが変更等されず保存されるとともに、③仕訳もデータ連携により記録され、④そのデータが税務申告・納税まで連携されるような場合、人手による入力作業が介さないため、事業者の事務負担の軽減等や税務コンプライアンスの向上を図ることが期待される。
- 令和7年度税制改正においては、上記①～③までに対応した制度（デジタルデータによるシームレスな処理に資するための電子取引データの保存制度の見直し）が新設されたところであるが、当該措置の周知広報を含め、デジタルシームレスの普及に向けて引き続き積極的な取組を進める。

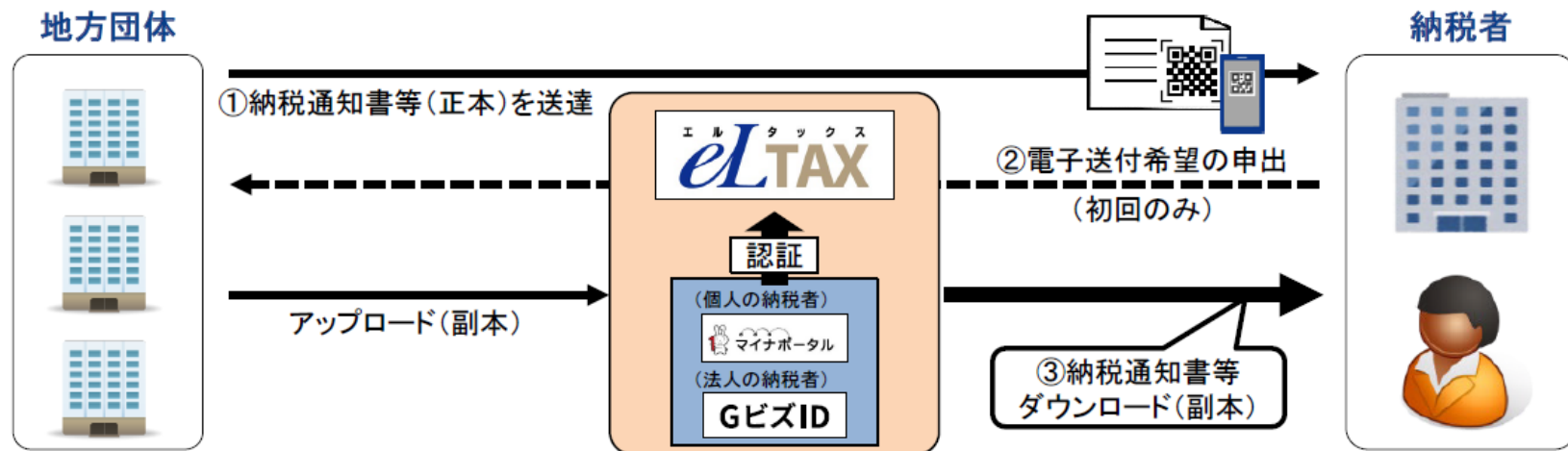
### ■ デジタルシームレスの効果



(出所:R7.6.11税制調査会「経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合」資料抜粋)

## 納税通知書等に係るeLTAX経由での送付

地方税関係通知のうち、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の納税通知書等について、eLTAXを経由して電子的に副本を送付することができることとされた。



(適用時期)

法人に対して送達する納税通知書等については令和9年4月1日以後に送達するものから、個人に対して送達する納税通知書等については令和10年4月1日以後に送達するものから、それぞれ適用される。

## 添付書面等記載事項等のスキャナ読取り等の要件 の見直し等によるe-Taxの利便性の向上

e-Taxの利便性向上の観点から、e-Taxにより、申請書面等に記載すべき事項及び添付書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を、スキャナによる読取り等により作成したイメージデータを送信する場合等の要件について、次の改正が行われることとされた。

- ① その読取り等の要件を白色から黒色までの階調が256階調以上であること（現行：赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上であること。）とする。
- ② 提出可能なデータ形式について、ファイル形式にJPEG（JPG）形式を加える（現行はPDF形式に限定されている。）。

（注1）上記の改正に合わせ、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により申請等を行う際の送信可能なデータ容量を拡大する等のシステム改修が行われる予定。  
現在は、1送信当たりのデータ容量はPDFファイル合計で最大14.0MB、イメージデータの送信回数は最大11回となっている。

（注2）令和6年度税制改正で措置することとされた「GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上」について、GビズIDメンバーを活用して、企業の内部統制を担保しつつ、e-Taxの利便性の更なる向上に向けたシステム改修を行う予定。

（適用時期）①の改正は令和7年4月1日、②の改正は令和10年1月1日から施行。

## 刑事手続のデジタル化との一体性に配慮した国税犯則調査手続の見直し

「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）」等において、刑事手続や各種犯則調査手続についてデジタル化の推進が求められている。

刑事手続のデジタル化の実現のための法整備を前提として、令和8年度税制改正において、刑事手続のデジタル化との一体性に配慮しつつ、国税犯則調査手続のデジタル化に対応するための制度の詳細について結論を得ることとされた。

併せて、地方税犯則調査手続の見直しについても見直しが行われることとされている。

# プロフィール

松崎 啓介(まつざき けいすけ)

松崎啓介税理士事務所 税理士

昭和59年～平成20年 財務省主税局勤務 税法の企画立案に従事  
(平成10年～平成20年 電帳法・通則法規等担当)

その後、大月税務署長、東京国税局 調査部特官・統括官、審理官、企画課長、審理課長、個人課税課長、国税庁監督評価官室長、仙台国税局総務部長、金沢国税局長を経て税理士登録。

主な著書に「暗号資産の税務処理と調査対応のポイント」、「Q&Aでわかる税理士のためのインボイス制度と改正電子帳簿保存法」(第一法規)、「デジタル化の基盤 電帳法を押さえる」(税務研究会)、「月刊税理 令和7年度税制改正の概要と実務ポイント(納税環境整備)」(ぎょうせい)、「税務弘報 加算税賦課決定の適正性の判断軸「電子帳簿等保存制度」」(中央経済社)、「中小企業が知っておきたい! 電子帳簿保存法 ポイントと対応」「中小企業のための電子取引データ・電子インボイス保存対応術」「税務調査官の視点で確認! 電子帳簿等保存制度のチェックポイント」(清文社)、「国税当局が進める加算税の強化とそのねらい」(税経), 等書籍や記事を多数執筆。

このほか、各税理士会やIT関係の各種セミナーにおいて多数講演を行っている。

